

インフレーションの基礎カテゴリ

—価値尺度機能を中心として—

本稿は、インフレーションの基礎理論に関する従来の見解の批判的検討を目的とする¹⁾。周知のように、インフレーションの基礎理論について、われわれはいわゆる「不換銀行券論争」の膨大な研究成果をもっている。それは、インフレーションとは事実上の価格標準の低下による物価の名目的騰貴であるという規定を minimum essentials とし、不換銀行券流通下で何故如何にしてインフレーションが発生するかということをめぐって行なわれたもので、岡橋教授の整理によれば²⁾、不換銀行券の本質は価値表章であるか信用貨幣であるかという、その性格規定をめぐる論争から出発し、紙幣流通の特殊法則の位置づけの問題を経て、磨損金貨流通における貨幣流通法則の理解をめぐる問題へと次第次第に下向していったのであるが、インフレーションを価値表現の問題、すなわち、貨幣の価値尺度機能との関連の問題として取上げられてはいない。われわれはインフレーションの基礎理論は、この点まで下向しないかぎり完結しないと考えるのであるが、このような問題提起自体を方法的に拒否する内容がさきの minimum essentials には含まれているのである。したがって、本稿はそれに対する批判的検討が中心問題となる。

叙述は、I. 価値尺度機能、II. 貨幣流通法則、III. 紙幣流通法則の順で展開され、IV. でインフレーションの本質に関するわれわれの見解を素描する。議論はすべて単純流通の範囲内で行なわれる。

I 価値尺度機能

周知のように、マルクスは貨幣の価値尺度機能を、一般的等価物としての金が諸商品の価値表現の素材を提供することであると規定し、価値表現にあっては現実の金は必要でなく「観念的あるいは理念的な」金が計算貨幣として、価値尺度機能をはたすとのべた。この価値尺度に関する規定は、価値通りの交換関係を前提として展開されたマルクスの価値形態論の直接的帰結としてのべられたものであって、価格の価値からの乖離を常態とする

1) [18]は本稿と同一の視点から価格標準論を展開したものである。そこにおける未熟な表現は本稿において若干修正した。

2) 岡橋保 [14] pp. 257-261

資本制経済の動態における価値尺度機能は、そのような単純な表示機能だけにつきるのではなく、いくつかの理論的媒介環を加えて、より豊富な内容と規定を持たねばならないにもかかわらず、その面の研究は決定的に欠けているだけでなく、逆に、総じて価格があるかぎり、「観念的な金」は存在し、価値尺度機能は遂行されているという通俗的理解が多くみられる現状である。このような理解においては、価値法則の貫徹形態がどのように変化しようとも、価値尺度機能は不变にとどまるという形で、価値法則と価値尺度機能の関連が切断されてしまうのであって、貨幣は商品の内在的尺度=労働時間の必然的現象形態であるという、価値尺度機能の最も本質的な内容を見失しなうものである。価値尺度機能を貨幣による価格表示機能にすぎぬとする通説に対する異説が出現てくる根拠はここにあるといってよい。われわれは、価値尺度論のもつこの問題点をより明確にするために、通説的立場にたちながらこの問題点を明白に自覚している久留間教授の説と、田中・宇野両教授の異説を概観することによって問題の所在とその性格をみきわめたい。

[1] 久留間教授によれば、価格には質的規定と量的規定の両面がある。価格の質的規定とは、商品の価値が価格として表示されること、すなわち、商品価値が価値形態をもつことであり、量的規定は、価値と価格の一致不一致にかかわる。このように、価格について質・量の両規定にわけたうえで、貨幣の価値尺度機能は、価格の質的規定のみにかかわるものであると、教授は主張する。

「価値の価格としての表示は、貨幣としての金の媒介によってはじめて可能なのであり、この媒介的な機能において、貨幣金は価値の尺度なのである。これこそが、価格の、したがってまた価値尺度としての貨幣の機能の質的な面であり、根本である³⁾。」

かくして、価値の価格としての表示において媒介的機能をはたす価値尺度としての貨幣は、「観念的に」のみ機能し、現実の貨幣は1片も必要でない。

価格の量的規定を分離して質的規定のみに従って価値尺度機能を措定できる根拠を若干ひろってみると、

3) 久留間鮫造 [5](I)p. 44

(1) 「価格が価値を表示するものとして高すぎようが低すぎようが、それは価格であることには変わりない。なぜなら、それは貨幣としての金の形態における価値の表現だからである。⁴⁾」

(2) マルクスは価値と価格の乖離を指摘しているが、「このばあいには需給不一致によって価値から離れた価値は与えられた事実として前提されているにすぎず需給の『変化』——ある状態から他の状態に移る過程——は問題外であり考察の範囲外に置かれている。⁵⁾」

(3) だが「彼(マルクス)が量的規定の問題をおろそかにしていないことは、彼がいろいろなところで、価値からの価値の乖離の問題を論じているのをみればわかるはずです。いろいろなところで彼がそれを論じているのは、量的規定といつても一概にはいえないで、抽象的形式的な規定もあれば具体的実質的な規定もある。そしてそのあいだにさらにいろいろな段階がある。したがって、理論体系の展開について、それぞれ適当なところで論ずるほかないからです。⁶⁾」

このような発言はすべて、貨幣の価値尺度機能を価格表示における貨幣の媒介的機能とみなすかぎり、論旨は貫している。しかし価格における質的规定と量的规定を切り離してしまうことは、金による価格の表示と価格の実現の相互関係を捨象してしまうことに他ならず、価値尺度と流通手段の統一したものが貨幣であるという点を不明にしてしまうであろう。特に引用文(2)にみられるように、マルクスにおいて、価値からの価値の乖離は事実として前提しながら、変化するものとしての価格、すなわち、価格変動は問題外に置かれているという解釈は、価値形態の本質理解において問題を残すといわねばならない。価値尺度機能についての異説はすべてこの点をめぐって提出されているのである。

[2] 田中教授は、「価値と価格の背離は価格の理論あるいは貨幣の価値尺度論においてどう処理さるべきかの問題」を「理論上きわめて重大な、次第によつてはその〔マルクスの〕学説全体の存否にもかかわる1重要問題」として取上げている。

教授によれば、マルクスにおいて価格は3つの規定をもつ。第1は、価値形態としての価格であり、第2は、商品価値の指標としての価格であり、第3は、商品と貨幣との交換関係の指標としての価格である。そして、マルクスの叙述においては、第1・2の価格規定と第3のそれとは両立しがたいというのが教授の主張の眼目である。

4) 同上[5](I)p.44 5) 同上[5](II)p.100
6) 同上[5](I)p.49

第1規定と第2規定とは本質的に差異はないので、教授の価格の第1規定をあげると、

「第1規定にあっては、価格は商品価値の貨幣による表現、いいかえれば、商品の貨幣による価値形態である。したがって、価格は、価値形態一般と同様に、観念的または表象的なものである。そこでは、貨幣は商品価値の一般的な尺度として機能する⁷⁾。」

これはマルクスのいっていることを要約したのであって、表現上は久留間教授のそれと同じであるが、内容的には久留間教授の価値尺度理解とは対極的に異なる。なぜならば、教授は、マルクスが価値形態の展開において前提とされた価値通りの交換が価値形態としての価格の絶対不可欠の条件として理解されており、「マルクスのいう価値形態は、価値から量的あるいは質的乖離をもともと内蔵しないという関係にある⁸⁾」と断定されているからである。すなわち、教授においては、商品価値が正確に貨幣でもって「観念的あるいは表象的」に表現された価格のみが、価値形態としての価格であり、貨幣の価値尺度機能は、価値の価格としての表示における貨幣の媒介機能一般ではなくて、不断に変動している価格のなかから価値を正確に表現している特殊な1価格を表示する素材としての貨幣だけが価値尺度である。

価値形態としての価格(第1規定)をこのように理解する以上、「価値と価格の量的不一致の可能性、あるいは、価格の価値の大きさからの背離の可能性」をもつ価値形態は第1規定の価格とは両立しえないと結論するのは、いわば同義反復である。そして教授は、価値から背離する価格が商品と貨幣の交換関係の指標としての価格(第3規定)とみなすのであるが、この価格表示において、「貨幣は、価値尺度たることを相対的あるいは絶対的にやめる」と結論するのも当然であろう。

かくして、「価格は商品の貨幣による価値表現であり、そこでは貨幣は価値尺度として機能するという関係と、価格は商品と貨幣との交換関係の指標であり、そこでは価値と価格は背離し、貨幣は総じて価値尺度たることをやめことがあるという関係⁹⁾」とは、田中教授においては両立しえない二律背反関係として設定されざるをえず、教授に残された道は、二律背反にある2つの価格規定のうちいずれか一方を捨てて、他のものを正しい価格規定として残す以外にない。教授は「試論」としてつぎのようにいう。すなわち、「商品所有者は出来るだけ高価な条件を、貨幣所有者は出来るだけ安価な条件を提示

7) 田中菊次[16]p.36 8) 同上[16]p.40
9) 同上[16]p.38

する」ような関係こそが「商品貨幣関係の最も具体的な実際の事態」であるという事実認識に立って、「価値形態としての価格あるいは商品価値の指標としての価格規定から、商品と貨幣との交換関係の指標としての価格規定への価格概念の発展¹⁰⁾」によって、上述の二律背反は解消するとされるのである。その場合、価値尺度機能はどうなるかは「試論」の域では詳しい展開はなく、つぎのような示唆があるだけである。

「価値と価格の量的および質的背離の関係は、価格が商品価値の指標であることを排除するものではない。商品価値の指標ないし表現としての価格とその指標であることをやめてそれから背離する価格とは、価格の2つの対立的な契機であり、価格はこの双つの対立的契機の統一であり、総合であり合成である。したがって価値と価格の背離、そこでは貨幣が価値尺度たることを量的あるいは質的に、相対的あるいは絶対的にやめる関係は、決して価値による価格の規定、貨幣の価値尺度機能の否定に終始しているわけではない。¹¹⁾」以上みてきた田中教授のマルクス解釈が妥当であるか否かはここで問う必要はない。マルクスの叙述を以上のように理解することによって、1つの問題提起をしていることを確認すればよい。田中教授は、価値通りの価格の表示において媒介的機能をはたす貨幣の役割のみを貨幣の価値尺度機能と理解することによって、久留間教授の表現を用いれば、価格における質的規定と量的規定の関連について rigid な1見解を呈示した。価格運動が価値から絶えず乖離しながら価値への平均化を行なっているという考え方を欠除していることが、価値に一致する価格とそれから乖離する価格を二律背反として把握せしめる原因となっていると考えられるが、田中教授の見解は、価格表示における貨幣の媒介的機能一般を無規定的に価値尺度機能とする通説に対する antithesis としての意味は十分に持っているといえよう。

[3] 宇野教授の価値尺度論の最大の特色は価値尺度と価格形態を截然と区別する点にある。教授によれば、商品価格とはその生産者が貨幣金の幾程かとなれば交換に応じてもよいという意思表明であって、それはあくまで私的生産者の自己の生産物価値に対する私的評価にすぎない。この場合、貨幣金が価格表示における媒介的機能をはたしていることは否定されていないだけでなく、前提とされている。ただそれを貨幣の価値尺度機能とはみなさないだけである。

宇野教授にとっては、商品生産者の私的評価にすぎな

10) 同上 [16] p. 49 11) 同上 [16] p. 49

い価格が市場において社会的評価を受けねばならぬ点が貨幣の価値尺度機能と本質的なかかわりをもつ。社会的評価をうけるということは、私的に設定された価格が実際に貨幣金によって実現されることである。教授はそれを「価値の金価格としての実現」と呼ぶのであるが、その場合における主導権は貨幣所有者の側にある。かれの同意が得られない以上「価値の金価格としての実現」は行ないえないからである。ここから、購買=価値尺度という宇野教授の価値尺度論の根本命題が導き出される。

だが購買自体貨幣所有者の主観的評価からまぬかれえないために、1つの問題が発生する。商品所有者にとっては、自己の商品がどのような価格で実現されても、一般的購買手段としての貨幣金との転換に成功すれば、金に体化されている価値として社会的評価をうけたことになるけれども、それが貨幣所有者の私的評価によって行なわれた以上、偶然的性格をまぬかれず、客観的基準による社会的評価とはいえない。購買は、価値尺度の基本ではあるけれども、それだけではまだ価値尺度機能とは規定されない。そこで宇野教授は、購買手段としての貨幣のくり返される発動による価格の訂正作用をもって貨幣の価値尺度機能と定義するのである。すなわち、

「価値を離れた価格による売買が行なわれるとしても、それは繰り返されることによって——結局は生産過程自身によって——訂正されるのである。¹²⁾」「商品の価格、売り手の主観的評価が、貨幣による購買でもすでに社会的評価の一歩をなすが、それが繰り返される、そこに貨幣の価値尺度という機能がある。¹³⁾」

みられるとおり、宇野教授は「商品の価値基準」をうみだす機能のなかで貨幣がはたす積極的役割を貨幣の価値尺度機能と考える。久留間教授は、宇野教授の価値尺度論を価格における質的規定を量的規定にすりかえるものだと批判されるが、量的規定を含まない質的規定だけで価値尺度機能の全体が明らかにされることは明らかであって、教授自身一応は捨象されながらも言及せざるをえなかった量的規定の導入の1つの試みが宇野教授によって試みられたといわねばならない。宇野教授の価値尺度論の問題点は、「商品の価値基準」を問題の焦点にすえたことにあるのではなく、価値尺度論は「資本の[通約]機構を想定して展開」してはならず、むしろそれを創り出してゆくものとして説かねばならぬとする「流通論」内展開¹⁴⁾の制約のために、上述の視角が不徹底のままに終っている点にある。宇野教授の原理論体系のなか

12) 宇野弘蔵 [20] p. 56 13) 宇野弘蔵 [22] p. 280

14) 同上 [20] p. 50

の「流通論」で価値尺度論を展開することの無理は、教授が最も重視した「価値基準」をあいまいなものにする点に端的にあらわれる。この点は宇野学派のなかでも尺度と基準の関係として問題にされており、それに対して教授はつきのように答えていいる¹⁵⁾。

「尺度ということをいえば、基準があるということになるが、貨幣がその基準をつくることはできない。」「基準は生産過程を論じなくちゃでてこない。」「生産過程があったとしてもそれだけで基準ができるわけではなくてやはり貨幣を通さなければならぬ。」「尺度する実体は、生産過程が基礎になければ尺度できないけれども、その尺度する形態自身は貨幣にある。」「貨幣は基準を入れる形態である。」

以上が宇野教授の価値尺度と価値基準の関連に関する微妙な発言のほとんどすべてであるが、その関連のあいまいさは否定すべくもない。教授がここでいわれていることは、交換=貨幣による購買がくりかえされることによって、一定の価値基準=交換関係の基準となるべき価格水準が決まってくるということである。通常価格の自動調節機構、あるいは、価格のバロメーター機能といわれるものである。その中で貨幣による購買が積極的役割をはたす、(というのは商品にとっては貨幣への転態は「命ちがけの飛躍」であるから)という点に着眼して、それを貨幣の価値尺度機能とされているのである。しかし、この機構の作用にとっては、価格の如何によって変動する需要と供給の存在が不可欠の条件であり、両者のうちなかんずく変動する供給のほうは、資本の自由な移動、つまり、宇野教授のまさに排除されようとする「資本による〔通約〕機構」を想定しなければ説けない性質のものである。かくして、「基準を入れる形態」の内容を明確にしようと思えば「資本による〔通約〕機構」を想定しなければならず、それを想定すれば、形態の発展が実体=[生産過程]を抱えるとする流通論の根本的立場と抵触するという二律背反に陥ってしまう。この点が、尺度を基準とかかわらしめるという点では通説より一步前進しながら、基準自体は無概念のまま放任してしまうという結果になるのである。

[4] 以上で、価値尺度機能について立入った考察を加えた3氏の見解を要約的にのべてみたが、各氏の根本的特徴を再説すればつきの如くである。久留間教授は、価値尺度問題における質的規定と量的規定を区別し、後者は論理展開の種々な段階で説かれるべきであるという構想をしめされながら、それについてはまったく考察を

加えることなく、価値尺度機能とは価格表示における金の媒介機能であるという質的規定は、その量的規定とは独立に規定できるとした。この見解は、論理的展開の各段階で解明される量的規定の内容と質的規定の関係を明確にしないかぎり、独立規定の根拠は明らかになっていないのであって、価値尺度機能と価格法則との関係が不明であるばかりでなく、価格がありさえすれば価値尺度機能は遂行されているという通俗的見解に相通するといわねばならない。他方、久留間説とは対極的立場にある田中教授は価値尺度機能は、価格表示における金の媒介的機能であるとする通説に従がわれながら、その媒介的機能が価値尺度たりうるのは価値が正しく表現されている価格の場合に限定し、価格が価値から乖離した場合には、貨幣の価値尺度機能は相対的に停止されるとして「二律背反」の窮地に立たれたのであった。教授の発想のなかに、価格運動が一種の平均化機構を形成し、それが価値規定の前提として想定されているという考えが欠如していることが、教授をして「二律背反」を帰結せしめた原因であった。宇野教授の価値尺度論はそれを「流通論」のなかで展開しようとした体系構成上の難点を別とすれば、教授が価値形態論と価値尺度論の双方において解明しようとしたのは、価格運動の平均化機構あるいは、価格水準形成機構であったといえる¹⁶⁾。そのなかにおける一般的等価物であり一般的購買手段でもある貨幣の特殊な、一般商品とは異なる役割に価値尺度機能をみたことは、その質的規定と量的規定の関連する重要な媒介環を示唆している。ただマルクスは、平均化機構は諸資本の競争によって解明するべきものとして、想定はしているが、それ自体は捨象し、その理論的集約的表現として価値関係を所与として価値形態論も価値尺度論も展開したのであった。価値関係を前提にして与えられた価値尺度の規定が何時如何なるときにでも無条件に成立すると考えるのも、また平均化機構そのものを価値尺度とみなすのも、ともに価値関係を所与としたことの方法的意義を正しく生かすものではない。

[5] 価値尺度機能の全体を把握するためには、価値通りの交換を前提にしたうえで貨幣の価値尺度機能の典型規定を行なうだけでは不十分であって、価値から乖離しながら変動する価格に対する価値表現の材料としての貨幣金の機能として、つまり、久留間教授の表現をかりるならば、質的規定と量的規定の統一としての価値尺度機能を明らかにしなければならない。このためには「理念的あるいは観念的」な価格を問題にするのではなく、

15) 宇野弘蔵編 [21] pp. 288-283

16) 下平尾勲 [15] p. 71 以下をみよ。

不斷に変動する価格を対象としなければならない。

ところで、価値の価格としての表示、あるいは、価格設定は、私的生産者が私的判断に基づいて私的に行なう行為である。価格設定段階において私的生産者は、自己の商品の生産に投入せられた個別的労働時間について一応の理解をもつにしても、全面的交換関係の社会的連鎖の一環としてのみ規定される価値そのものは、かれにとってはまったく「超感性的」なものであって、まだ把握されない。生産者にとって、自己の生産に投下された個別的労働が社会的総労働の一分肢として正しく支出されたか否か、あるいは、それが社会的総労働の一分肢としてどのように評価されるかは、市場における現実の貨幣金への転化——商品の貨幣への「命がけの飛躍」——によって初めて検証されるという関係にある。私的労働あるいは個別的価値それ自体は、潜在的な価値にすぎず、価値に生成(werden)しなければならぬものである。個別的価値が価値に生成することは、価格として実現されることを通じてであって、価値形態=価値表現の形態は、価値への生成過程の不可欠の機構として存在する。

価値の本性が以上のようなものであるかぎり、私的生産者の価値表現=価格設定は、自己のものであるところの未確定の価値をさぐりあてるための試行錯誤の過程であるということができる。「相対的な価値形態一般と同じように、価格は1商品、例えば1トンの鉄の価値を、次のようにして表現する。すなわち、1定量の等価、例えば1オンスの金が、直接に鉄と交換されうるということによってである。しかし、決して逆に、鉄のほうが直接に金と交換されうるということによって、表現するのではない。¹⁷⁾」したがって、個別的価値の価値への生成にとって決定的意味をもつ交換の成立にとって主導権は貨幣所有者の側にある。

だが、貨幣所有者は、自己の所有する貨幣が価値の定有であるとしても、その価値の大きさを直接に知っているわけではない。その貨幣で如何なる商品でも購入することができるという点を基礎にして、商品生産者が試行錯誤的に設定した価格表を逆に読むことによって、貨幣の購買力を確定し、自己の持つ貨幣の支配価値から、貨幣の価値を推定するにすぎない。マルクスはこれをもって「貨幣商品の特殊的相対的価値形態」と呼んだ。貨幣は如何なる商品に対しても直接的に交換可能な状態にあるから、「貨幣商品の特殊的相対的価値形態」において、価値以上あるいは以下の価値表現=価格をもつ商品に対しては貨幣による購買を抑制あるいは促進させることができ

可能であり、一般商品価格を单一規準価格に誘導する力を持つの。これが、貨幣の価値尺度機能の基礎である。

しかし、貨幣そのものは如何なる商品でも購入することができるという意味において、使用価値からの制約から解放されているが、その貨幣でもって購入を行なうものは、自己の需要する商品の使用価値からまぬかれることはできない。かれらが購買するのは特定の商品であって、商品一般ではない。かれらは如何なる商品でも購入しうる貨幣を特定商品の購入に限定することによって、必要な資材を入手する。それゆえに市場における需給状態如何では、相対的に高価な、つまり、他の商品生産者よりも高い利益を与えるような価格をつけた商品でも購入せざるをえない場合が不断に発生する。価値と価格の乖離現象はかくして生ずる。価値よりも高い価格で実現が行なわれることは、資本および労働をより多くその部門に投入することを要請することによって、逆に価値より低い価格は、過剰に投下された資本と労働の整理を余儀なくさせることによって、すなわち、生産過程における資本と労働の社会的配分の変更を強制することによって、価値から乖離した価格を訂正しゆく。この訂正機構の本質は生産過程における資本と労働の再配分にあり、それを可能ならしめる条件は資本および労働の自由な移動である。この条件に支えられて、価格変動はたえず価値を中心あるいは基準にして行なわれることになる。われわれは、このような事態を価格変動が1つの平均化機構を形成していると呼ぶ。これによって、価値関係の存在が理論的に確認できるのであり、この平均化機構のなかではたす貨幣の機能がその価値尺度機能である。平均化機構のなかでの貨幣は、需給状態をしめすパロメーターでありながら、商品がそれに転化しなければならぬ必然性をもつゆえに、商品の価格設定に一定の制約を与えている。これが実は貨幣の価値尺度機能に他ならない。

この点に関しては、久留間教授が宇野教授に対する批判としていわれたことが参考になる。すなわち、

「普通の商品のばあいには、貨幣としての金による価値の価格としての表示は、購買による価格の実現を予想し、実現の関係によっていわば補完される関係にあるので、前者における貨幣の機能を否定して、その代りに後者における貨幣の機能を貨幣の第1機能——価値尺度の機能——だといつても一応はかっこがつくようにも思われるわけです……¹⁸⁾」

われわれが貨幣の価値尺度機能として重視するのは、この引用文の力点を付した部分、すなわち、「貨幣とし

17) マルクス [11] p. 183

18) 久留間鉄造 [5] (I) p. 55

ての金による価格としての表示は購買による価格を予想し、実現の関係によっていわば補完される関係」を含むという点である。宇野教授は、「実現の関係によって補完される関係」を過去形としてのみ問題にされたために、価値表現における貨幣の役割を購買手段としての貨幣の役割に解消させてしまったのに対して、貨幣の価値尺度機能を価値表現における金の媒介的機能一般として無規定的に理解した久留間教授は、「貨幣としての金による価格としての表示は購買による価格の実現を予想し、実現の関係によっていわば補完される関係」を価値尺度機能にかかわらしめて理解する態度を価格および価値尺度における質的規定の量的規定へのすりかえであるとして、拒否してしまわれたのであった。確かに、宇野教授のように価値表現の問題と価値実現の問題の区別をなくしてしまうことはまちがいであり、本来生産過程によって訂正されるべき価値と価格の乖離を、購買手段としての貨幣のくりかえされる発動によって訂正されると考えることはできないが、久留間教授のように、価格表示において「購買による価格の実現を予想」することまで捨象してしまうのも正しくない。商品と貨幣の交換関係(合意)成立の主導権が、貨幣所有者の側にあることは原子的競争下にあるかぎり否定できないことであり、他方生産者の側は「命がけの飛躍」を要請されているのであるから、私的生産者にとっての価格設定の基準は「購買による価格の実現の予想」以外にはない。これを貨幣の側からみれば、貨幣所有者が自己のもつ貨幣の価値と一致したとみなす水準にまで、商品の価格表示を接近せしめる規制力を貨幣は持っているということである。これは貨幣が価値の自立的存在であるということによって生ずる社会的力能であって、これが貨幣の価値尺度機能の重要な内容である。この機能が、生産過程における資本の側の訂正作用と合致して、価値が尺度されることになる。「価格形態は、諸商品の貨幣にたいする売渡し可能性と、かかる売渡しの必然性を内含している。他方において金は、すでに流通過程で貨幣商品として歩き廻っているからこそ、観念的価値尺度として機能するのである。¹⁹⁾」

かくして、われわれの価値尺度理解では、質的規定と同時に量的規定を含まねばならない。この点では田中教授と同じである。ただ価値から乖離した価格は、1種の平均化機構を形成することによって、むしろ貨幣の価値尺度機能の現象形態として把握されねばならない。要するに、「価値尺度として機能し、したがってまた身みずから、あるいは代理を通じて、流通手段として機能する

商品」=貨幣の第1機能として価値尺度機能を、流通手段機能との統一において考察せねばならない。このことは、流通手段論においては、貨幣の価値尺度機能がすでに前提とされるということだけではなく、逆に流通手段を規定する諸法則が価値尺度機能の実現の機構をしめすものであるといふことも内包している。

[6] 以上のべてきたことを別の形で表現すればつきの如くなる。諸商品は自らの価値を貨幣商品金の1定分量で表現する。「理想的」な価値表現においては、つきの等式が成立する。

$$\frac{Wi}{Wg} = \bar{Q}giEg \quad (1)$$

$$Pi = \bar{Q}giEgNg \quad (2)$$

Wi …… i 商品1単位の価値

Pi …… i 商品1単位の実現さるべき価格

Eg ……貨幣商品金1単位の重量

$\bar{Q}gi$ …… i 商品の価値表現に必要な Eg の数量

Wg …… Eg の価値

Ng …… Eg の貨幣呼称=(法律上の)価格標準

(1)式の Wi/Wg はマルクスが内的尺度と呼んだものであるが、貨幣商品金を含めた商品の価値が「超感性的」なものであって直接的にはこの比率を確定することはできないために、すべての商品が1商品にすぎない金でもって価値表現を行なうことによって、諸商品価値を価格の形態において比較計量しあう。そして価値表現においてその素材を提供する貨幣商品金は、価値表現に対する規制力を持つがゆえに、結果として Wi/Wg の比率を達成せしめる、すなわち、価値尺度機能を遂行するのであった。(1)式の $\bar{Q}giEg$ は商品価値を貨幣商品金で表現したものであって、以下では、それを価値代表金量と呼ぶことにする。

(2)式は(1)式を貨幣呼称に等しい価格に転化させる式である。この式であらわされる価格をわれわれは価値価格と呼ぶ。価値と価格の一一致の命題はこの価値価格が長期的平均的に成立する事態をのべたものに他ならない。ところで、この式で重要な役割をはたすのは単位金重量(Eg)の貨幣呼称である Ng である。もともと貨幣呼称は金の重量名に等しかったのであるが、貨幣経済の発展に伴なって貨幣呼称と重量名は異なってきただけでなく(例えはポンドのように)、金の重量名とはまったく関係のない貨幣呼称(例えは円)が法律的あるいは慣習的に用いられることがある。そして貨幣呼称(Ng)はどれだけの金重量(Eg)の呼称であるかは法律で定めらるのが普通である。一定金重量(Eg)に対する貨幣呼称(Ng)が法

19) マルクス [11] p. 164

律上の価格標準である。通常価格標準の変更は、 Ng はそのままにして Eg を変えることを意味する。 Eg の変化は当然にその価値(Wg)を変化させ、 Wi/Wg の比率を変える。価格標準の変化は、貨幣の価値尺度機能と不可分の関係にある。価格標準が定められると、価格はすべて Ng の呼称で表現されるようになる。「金は価値の尺度から価格の度量標準に転化する²⁰⁾」わけである。

以上は価値尺度および価格標準のいわば定義的説明にすぎない。このような形での価値表現における貨幣の価値尺度機能のメカニズムを明らかにするには、少くともつきの 3 点は是非とも補足しておかねばならない。

第 1 は、 Eg の価値は何によって決まるかという点である。一般商品はたえず流量(flow)として市場にあらわれるのに対して、貨幣商品金は新産金だけではなく、過去に生産された金も流通界に存在し、貨幣として機能する。貨幣商品金は存在量(stock)も市場にあらわれる例外的商品である。しかし、市場においては何時生産され、その時にどのくらいの労働が投下されたかには関係なく、同一の価値を持ったものとして登場してこなければならない。したがって、旧時点で生産された金の現時点での価値の再評価は不断に行なわれなければならない。一般商品の場合と同様に、貨幣価値も現時点での再生産価値によって規定されざるをえず、再生産価値を代表するのは、現時点における社会的平均的生産条件のもとで生産された新産金の価値である。すなわち、 Wg はその時点において上述の生産条件のもとで Eg の新産金を生産するのに必要な労働時間によって決定され、 Wi/Wg の関係を通じて、「結局すべての商品価値は、貨幣金属の新価値に応じて評価されるようになる。²¹⁾」金生産部門が存在しなければ、貨幣価値自体の確定ができず、かくして価値尺度の基礎が不明になってしまう。

第 2 は、金生産部門の特殊事情である。金は一般商品と異なって、価格を持たず、あらためて実現の必要はない。新産金を造幣局にもってゆけば、法律上の価格標準に従って無制限に地金を铸貨にかえてくれるわけである。铸造というプロセスを経るけれども、金生産部門は自己の生産物でもって、自己の費用価格および必要物を購入することのできる特殊な生産部門である。そして金生産部門も資本によって包摂されている以上、価格標準に従って铸造された貨幣でもって費用価格を支払った剩余部分が、他の生産部門と同じ剩余価値率(価値価格の場合)あるいは一般的利潤率(生産価格の場合)を保障するに足るものでなければならない。金生産部門にとっては、価

格標準は金生産の存立もしくは再生産の条件を規定するという意味において、商品価格が一般生産部門に対して持っているのと同じ役割をはたす。法律上の価格標準が金生産部門にとって「铸造価格」と呼ばれるのはそのためである。この価格標準=「铸造価格」を固定されたもとで金生産は行なわれ、そこにおける平均的生産条件下で投下された労働量が、貨幣価値も決定する。

第 3 は、上述の貨幣価値と貨幣の支配商品価値との関係である。貨幣の支配商品価値とは、貨幣 1 単位($EgNg$)についての「貨幣の特殊的相対的価値形態」のことであり、貨幣 1 単位の購買しうる商品価値のことである。以上の議論から当然それは、貨幣の固有の価値に等しくなければならない。かくして、貨幣 1 単位についての、生産価値=貨幣価値=支配商品価値が成立する。この三位一体が成立するための基本条件は、金の生産価値がそれでもって購入できる商品価値に等しいことであり、それが等しいのは、ここで想定されている価値価格のもとでは、金生産部門においても一般商品の生産部門においても同一の剩余価値率が存在すること、換言すれば、剩余価値率均等という単一規準による価格体系が成立することである²²⁾。これが成立するのは、資本の競争によるのであるが、諸資本が単一規準価格を設定するように運動する機構の中で、特定の 1 商品が自らは価格を持たず、ただ価値表現の素材を提供するために、その商品は価値尺度機能をはたすことになるのである。金生産部門とその他の部門において価格体系成立の単一規準が維持されることが、金が価値尺度機能を遂行していることの具体的な内容である。このような実績が達成されないならば、貨幣は価値表現の素材であり、したがって価格形態は存在していても、価値尺度機能はその正常な作用を阻げられているといつてもよい。一見すると価値と価格の乖離が生ずると、そのすべてのケースがそれに該当するかの如くであるが、実はそうではない。資本によって自動的に調節されるような価値からの価格の乖離は、貨幣の相対価値の変動にすぎず、決して価値尺度機能と抵触するものではないことを認識するために、次項でのべる付随的考察が必要である。

[7] 個別的商品価格が価値から乖離することはすでにみてきたところである。その場合は、価値からの価格の乖離自体が生産過程における資本と労働の配分の変更を誘発せしめて、自己否定的に作用するために、総体と

22) 行論の関係上価格体系成立の単一規準を均等な剩余価値率としたが、これは均等利潤率とおきかえてよい。以下の敍述においても同様である。

してみた場合に、貨幣の生産価値=貨幣価値と支配商品価値との乖離は1時的偶然的であった。だがわれわれは周期的にくりかえされる産業循環過程において、価値から乖離した価格が、全般的に発生するだけでなく、一定期間持続するという事実を知っている。この現象は価値尺度機能とどのようななかかわりを持っているであろうか。

まず総価値 \neq 総価格とはどういう事態かを明らかにするために、総価値=総価格を定義しておけば、

$$\sum \bar{Q}giEgNg = \sum QiPi \quad (3)$$

$Qi \dots i$ 商品の数量

すなわち、価格総額が価値代表金量の総計を貨幣呼称=法律上の価格標準であらわしたものに等しいとき、総価値は総価格に等しい。すなわち、すべての商品について価値価格が成立している時に、総価値は総価格に一致する。したがって、総価値と総価格が一般的に乖離する状態は、

$$\sum \bar{Q}giEgNg \neq \sum QiPi \quad (4)$$

である。左辺のほうが右辺よりも大きいときは価格が一般的に価値以下の状態であり、逆の場合は価格の一般的騰貴の状態である。(4)式からすぐわかるように、総価格が総価値から乖離すると、貨幣価値=貨幣の生産価値と貨幣の支配商品価値の等式が破れる。にもかかわらず、商品と貨幣の交換関係は成立し、かつ一定期間持続するのであるから、商品と貨幣の交換において不等価交換が行なわれ、さきに述べた価値尺度機能の具体的な内容が達成できないようにみえる。

だが産業循環過程における物価の一般的騰貴と一般的下落とは、周期的に交替する。好況局面に特徴的な一般的騰貴下では一般商品生産においては剩余価値率は全般的に上昇するのに対して、「鋳造価格」を固定されている金生産部門では低下する。他方不況局面で物価の一般的下落が生ずるならば、一般商品生産の剩余価値率は全般的に下落するのに対して、金生産部門では上昇する。そして、産業循環の1周期をとって、一般商品生産部門と金生産部門の間に、ほぼ等しい剩余価値率が実現できるならば、その期間の全体を通じて、金の生産価値=貨幣価値=貨幣の支配商品価値の三位一体が達成され、価格は価値から一般的に乖離するにもかかわらず、貨幣の価値尺度機能は遂行されているのである。この遂行を可能ならしめるのは産業循環自体が価値関係を維持せしめるような平均化機構になっているためであり、諸資本の運動自体が価格の価値からの一般的乖離を自動的に調整するからに他ならない。市場における諸資本の運動にしろ、産業循環を必然化するような諸資本の運動にしろ、

資本の運動によって自動的に調整されるような価格変動は貨幣の価値尺度機能の具体的内実をしめすものであって、価値尺度機能をそこなうものでは絶対にない。

そして、以上の限度内における貨幣価値=金の生産価値と貨幣の支配商品価値の比率をわれわれは、貨幣の相対価値と呼ぶことにする。この貨幣の相対価値という概念は、岡橋教授が非常に重視されるところのものであって、貨幣数量説的思考と訣別するか否かはこの概念の理解にかかっているとさえ考えておられるようである²³⁾。だが、教授はこの概念をわれわれのように価値尺度機能との関連で規定するのではなく、流通手段としての貨幣の価値として規定されるのである。

II 貨幣流通法則

貨幣流通法則は、金貨流通の単純流通における流通手段の数量を決定する法則であって、「[金貨の] 流通速度が前提とされておれば流通手段の数量は諸商品の価格によって規定される²⁴⁾」という簡単なものである。法則の内容自体は簡単であっても、その含意やそのメカニズムは決して単純ではない。

[1] 貨幣流通法則は金貨流通下の流通貨幣量を規定する法則である。そして、それは、すでに価値尺度機能によって定められている実現るべき価格総額を流通させるために必要な流通手段の数量に他ならないのであるから、流通必要金量とも呼ばれる。諸商品がすべて価値価格で実現されるとすれば、流通必要金量($QgEg$)は、

$$QgEg = \frac{\sum Xi\bar{Q}giEg}{r} \quad (5)$$

であらわされる(支払手段としての貨幣は捨象する)。これは、総価値代表金量を貨幣の節約係数の1つである流通速度で割ったものである。(5)式であらわされる流通必要金量と貨幣の価値尺度機能との関係は明白である。そして、長期的平均的には価値価格での実現が可能とするような機構のなかではたす価値表現の素材としての貨幣のはたす役割が価値尺度機能に他ならなかったから、長期的平均的な期間を単位とする視点においては、(5)式で規定される流通必要金量はそのまま貨幣流通量と同じであるが、その期間の内部においては、われわれが前節で問題とした価値と価格の乖離問題の流通貨幣量への反射問題として、(5)式で規定される流通必要金量と現実の貨幣流通量との関係は単純ではなくなる。

問題は、価格の価値からの全般的な騰落現象が貨幣論の次元では如何に把握されており、その把握の仕方が価

23) 岡橋保 [14] pp. 17-20

24) マルクス [10] p. 154

値尺度機能と如何なるかかわりあいを持つかである。

岡橋教授によれば、「貨幣流通の諸法則は流通に必要な貨幣の数量を規定する法則²⁵⁾」であり、「[流通手段としての貨幣の] 数量伸縮の必然的法則にはかならない。²⁶⁾」そして、この法則は金属貨幣について妥当するだけでなく、「すべての代用貨幣、ことに銀行券の流通においても支配しているところの『一般的に妥当する』法則である。²⁷⁾」このような貨幣流通法則の一般化は、如何なる貨幣でも伸縮運動がみられるかぎり、貨幣流通法則の支配下にあるとみなすための重要な布石になっているのであるが、この点は別に論ずるとして、この立場から一般的物価上昇あるいは低下における流通貨幣量の増減を説明するために強調されたのが、貨幣の相対価値という概念である。教授によれば、それは流通手段としての貨幣の価値のことであり、価値から乖離した価格は、すべて貨幣の相対価値=流通手段としての貨幣の価値の増減によって説明されるのである。かくして、教授においては、価格総額が与えられてはじめて決定される流通手段としての貨幣の機能の中に、価値から乖離した価格を逆に決定する役割があたえられ、流通に必要な貨幣量は、流通手段機能の変化によっても規定される。これを、岡橋教授は貨幣流通法則復数説の独自の根拠とさえされているのである。そして、教授は価値と価格の全般的乖離について、つぎのようにいわれる。

「商品が価値以上に、あるいはそれ以下の価格で実現されるということは、価格面でいえば、商品の市場価格が生産価格から背離することであり、貨幣機能の面では、流通手段としての機能が価値の尺度および価格標準の機能と矛盾することであって、市場価格は生産価格と、流通手段機能は価値尺度および価格標準機能と一致し均衡せんとするところに、いわゆる商品の価格運動がおこり、需要と供給、生産と消費の均衡、調和がもたらされるのである。²⁸⁾」

みられるとおり、岡橋教授は価格の価値からの全般的乖離を、価値尺度機能と流通手段機能の矛盾と解釈する。だが例えば、貨幣の相対価値の低下が何故生じたかといえば、流通手段としての貨幣が過剰であったからであるから、流通手段の過剰——貨幣の相対価値の低下——物価の一般的上昇ということになり、貨幣数量説的思考につながる。このようになった原因は、本来貨幣の価値尺度機能との関連で問題にすべき貨幣の相対価値をその流通手段機能とすりかえあるいは混同したところにある。

25) 岡橋保 [13] p.61 26) 同上 [13] p.65
27) 同上 [14] p.278 28) 同上 [13] p.22

飯田教授は紙幣流通法則を論ずるときには「法律上の価格標準で規定される流通必要金量²⁹⁾」を基礎・背景におかれるのであるけれども、貨幣流通法則の説明においては、「商品の価格変動が、現実の価値変動を反映するのか、市場価格の単なる動搖を反映するのか、いずれにしても、流通手段の量に対する影響は同一である³⁰⁾」というマルクスの叙述に従って、流通必要金量と貨幣流通量を等しいものと考えておられながら、その両者の間に「適合」関係をみる点に特徴がある。教授によれば、

「そもそも、流通必要金量(『流通部面の飽和度』)というのは、マルクスによってしめされた表式の左辺、すなわち観念的金量によって規定されるのだが、同時にまた現実的金量が一致(『適合』)してゆかねばならない目標・限界をしめすものだ。左辺の観念的金量と右辺の流通必要金量とは理論的に一致すべき2つの数量であり、流通する現実的金量はそれにたいしてじっさいにたえず適合してゆくことによって、これらはたがいに等号符でむすばれねばならぬ数量である。³¹⁾」

この適合論は、流通必要金量を超えるあるいは不足する貨幣量しか現実に流通していないばあいに、それを補ぎない、あるいは、縮少せしめるメカニズムの作用には一定の期間を要するという観点からしめされたものであり、そのメカニズム自体は次項で検討するけれども、問題は飯田教授がこの適合論でもって、物価変動を説明する点である。すなわち、

「『適合』期間というのは、一方では物価騰貴→流通必要金量の増大に『適合』してゆくための現実的貨幣流通量の増大過程を、他方では物価下落→流通必要金量の減少に『適合』してゆくための現実的貨幣流通量の減少過程を、おのおのしめすだけであって、前者の増大過程(げんみつにいふと、流通必要量以下の流通量、したがって、その流通必要量への適合過程)はけっして物価騰貴をおさえるのではなく、むしろそれを実現してゆこうとするものであり、後者の減少過程(げんみつにいふと、流通必要量以上の流通量)はけっして物価下落をさまたげるのではなく、かえってそれを実現してゆこうとするものである。³²⁾」

みられるとおり、飯田教授は、流通必要金量と現実的貨幣流通量とを一致すべきものとされながら、物価が変動する場合にはその乖離を認める。これは、価値尺度機能によって説明さるべき物価変動を、流通手段としての貨幣の当為量(sollen)と現実量(sein)の大小関係で説明

29) 飯田繁 [6] p.140 30) マルクス [11] p.209
31) 同上 [6] p.249 32) 同上 [6] pp.249-250

しているものであって、この考え方の欠陥はまさにつきの点にあらわれる。すなわち、ここでいう現実的貨幣流通量とは何かというと、それはいうまでもなく、1期前の流通必要金量に他ならない。物価変動下においては前期の流通必要金量と今期の流通必要金量とが相異することは当然であって、それがどのようなメカニズムによって可能かはおって検討しなければならないが、前期の流通必要金量を今期の現実的貨幣流通量と考えることはできない。そう考えてしまうと、岡橋教授が批判してやまないよう、今期の流通必要金量と今期の現実的貨幣流通量の間に例の代表関係が発生することにならざるをえない³³⁾。本来現実的貨幣流通量は適合問題が終了した時にはじめて意味をもつカテゴリーであって、金貨流通においては、理論的にも現実的にもそれは流通必要金量に等しい。前項(5)式で規定される流通必要金量と現実的貨幣流通量は乖離するけれども、それは適応期間が存在するためでなくして、貨幣の価値尺度機能のなかにその相対価値の変化が内包されていることによる。紙幣流通法則については、波及・適合問題を一さい捨象され、「瞬間的直行」の立場をとられた飯田教授は、貨幣流通法則においても適合期間は理論的にゼロとすべきであったと思われる。それを理論的にゼロにしうる根拠は、いわゆる蓄蔵貨幣のプール機能にあるが、それについて飯田教授はどうに考えておられるのであろうか。

[2] 貨幣流通法則は、金貨流通下の単純流通における流通手段の数量決定の法則であり、さらに流通手段の数量は、流通に先だって決定されている価格総額によって基本的には規定され、価格総額は再生産の状態を反映して変動するから、流通手段の数量は再生産の状態を反映して自動的に伸縮しなければならない。貨幣流通法則は、流通手段の、あるいは流通必要金量の自動的伸縮の必然性の法則であるといわれるゆえんである。

ところで、この自動的伸縮の必然性の法則を支えていくメカニズムは何かが問題であるが、これについてはマルクスの古典的叙述がある。すなわち、

「貨幣退蔵は金属流通の経済機構のなかでいろいろの機能をはたす。もっとも手近な機能は、金貨または銀貨の流通諸条件から発生する。われわれが見たように、商品流通が、範囲と価格と速度においてたえず動搖するとともに、貨幣の流通量も休みなく、満潮となったり、退潮となったりする。したがってこの量は、縮少したり増大したりすることができますがなければならない。現実に流通する貨幣量が、つねに流通部面の飽和度に

33) 岡橋保 [14] p. 31 参照。

適応するためには、1国内にある金量または銀量は、鑄貨機能にあるものより大でなければならない。この条件は、貨幣の退蔵形態によって充される。退蔵貨幣貯水池は、同時に流通貨幣の流出流入の水路として役立つ。だからこのような貨幣が、その流通水路から溢れ出るようなことを決してない³⁴⁾。」

これがいわゆる蓄蔵貨幣のプール機能であるが、この機能を解説するなかで飯田教授はつきの3点を強調する。

- (1) 蓄蔵貨幣がプール機能をはたすのは、貨幣商品金の価値保存的・自己防衛的・消極的性格による。
- (2) 蓄蔵貨幣のプール機能の成立の不可欠の条件は、蓄蔵貨幣の常時存在である。
- (3) 利子生み資本が導入されてくると、蓄蔵貨幣は攻撃的・積極的機能をもつにいたる。

この3点について、われわれには疑問がある。

(1)の点については、このような理解では価格の価値からの一般的乖離が説明できるだろうかが問題である。物価の一般的騰貴は貨幣の側からみればその相対価値の低下であり、一般的下落はその上昇であるから、貨幣の相対価値が低下しているあるいはしつつある時に流通手段としての貨幣(金)は増えねばならず、逆にその相対価値が上昇している、あるいはしつつある時に流通手段としての貨幣(金)は減少しなければならないのである。ところが、飯田教授の論理からすれば、まさにその逆にしかならないのである。すなわち、教授はいう、

「流通必要金量にたいするげんじつの貨幣流通量が過剰となる〔物価が全般的に下落する〕ばあいには、流通必要金量にたいするげんじつの貨幣流通量の過剰部分は、貨幣の価値保存的・自己防衛的な機能にもとづいて蓄蔵されるというしかたで、流通必要金量にたいするげんじつの貨幣流通量の適合がおこなわれる。また、流通必要金量にたいするげんじつの貨幣流通量が過少となる〔物価が全般的に上昇する〕ばあいには、流通必要金量にたいするげんじつの貨幣流通量の不足部分は、貨幣の価値実現的な機能にもとづいて流通によりもどされる蓄蔵貨幣の流通手段への再転換によって補充されるという方法で、流通必要金量の変動にたいするげんじつの貨幣流通量の適合がなされる。³⁵⁾」要するに、物価の全般的下落=貨幣の相対価値の上昇のばあいに「貨幣の価値保存的・自己防衛的機能」にもとづいて蓄蔵が行なわれ、物価の全般的上昇=貨幣の相対価値の下落のばあいには「貨幣の価値実現的な機能」

34) マルクス [11] p. 234

35) 飯田繁 [7] p. 309

にもとづいて蓄蔵貨幣の流通復帰が行なわれるとする。これはまったく商品と貨幣の交換の論理を無視した説明である。岡橋教授によって痛烈に批判を受けるのも当然である。ただ岡橋教授は、このような不合理な説明のよってくるゆえんを、飯田教授が流通必要金量とげんじつの流通通貨量を区別し、その間の適合を問題とした点にあると判断して、「[その]適合の内在的必然性はない³⁶⁾」という点を批判する。だが、飯田教授を上のような背理においやった原因は、「適合」問題にあるのではなくて、蓄蔵貨幣のプール機能を貨幣の価値保蔵的あるいは価値実現的機能によって説明しようとした点にある。この点を認めるかぎり、貨幣の相対価値が低下するときに流通貨幣量は増大し、逆のばあいには減少するということは永久の背理としてとどまらざるをえないであろう。そのような考え方の根本的な欠陥は、蓄蔵貨幣の形成・放出の主体を単なる貨幣所有者としてしかみていない点にある。単純流通の視点に立っているとはい、貨幣流通法則の貫徹メカニズムを問題とするときの蓄蔵貨幣の形成・放出の主体は、資本でなければならず、資本であるかぎり、自己の商品を実現して獲得した貨幣を蓄蔵するか否か、また蓄蔵貨幣を再び流通に投入するか否かの判断の基準は、価値保存あるいは価値実現ではなくて、価値増殖である。物価の全般的上昇のばあいには、価値増殖のための有利な条件があるからこそ、貨幣の相対価値の低下にもかかわらず、蓄蔵貨幣が放出されるのであり、逆に物価が全般的に低下しているときは、まさに価値増殖の条件が喪失しているがゆえに、貨幣の相対価値は高まっているにもかかわらず、貨幣は蓄蔵されるのである。貨幣は価値体であり一般的購買手段であるがゆえに、蓄蔵貨幣となりうるということと、その形成放出の基準とは混同されてはならない。飯田教授の表現を用いるならば、蓄蔵貨幣のプール機能を支えているのは、はじめから貨幣の攻撃的積極的機能である。飯田教授はこの攻撃的積極的機能は、貨幣が利子生み資本となってはじめて生じてくると考え、蓄蔵貨幣の機能の変化について語るのであるが、近代的信用制度の導入によって説明できるのは、貨幣流通量の自動的伸縮のメカニズムを支えている蓄蔵貨幣の攻撃的積極的機能の効率が高められるということにすぎない。資本信用を捨象したとしても、つまり、蓄蔵主体とその利用主体が同じであっても、蓄蔵貨幣が利用されるときには、資本としてしか利用されないという本質的な点については何の変りもない。

つぎに、貨幣流通法則の完全支配のためには、蓄蔵貨

36) 岡橋保 [14] p. 38

幣の常時存在が不可欠の条件であるという点についてはどうであろうか。さきに引用したように、マルクスは「現実に流通する貨幣量がつねに流通部面の飽和度に適応するためには、1国内にある金量または銀量は、鑄貨機能にあるものより大でなければならない。この条件は、貨幣の退蔵形態によって充される。退蔵貨幣貯水池は、同時に、流通貨幣の流出流入の水路として役立つ」と述べている。飯田教授はこれをそのまま踏襲されて、「流通必要金量の内生的な増減にたいするげんじつの流通金量の内在的必然的な適合は、蓄蔵貨幣の過少存在によって制限」され、蓄蔵貨幣の過少存在下においては「金だって貨幣流通の諸法則に完全に支配されて運動するとはいえない³⁷⁾」といわれる。これに対して、われわれは、蓄蔵貨幣の過少存在によって制限されるような法則は法則としての意味を持ちえないのではないかという疑問を出し、かつ、蓄蔵貨幣はその本性上常時存在するという保証はないだけでなく、資本主義の常態として拡大再生産を想定するかぎり、それが過少存在になることに必然的であり、その場合には金生産部門の供給する新産金が必要貨幣を補充しなければならず、金生産部門が社会的分業の一環として資本に包摂される以上、そこにおいては単一規準(例えば均等利潤率)によって生産が規制されざるをえない、という考え方を提起した³⁸⁾。この点に関して飯田教授はつきのように批判される。

「蓄蔵貨幣量の増減が、実現さるべき諸商品の価格総額の増減に対応できるのは、貨幣商品としてのGが、普通商品としてのWとはちがい、流通によって摩滅することはあっても、生産的・個人的に消費されることのない、永久的にもちいられうる“流通機械”だからである。蓄蔵貨幣量の総動員・流通速度の加速化をもってしても、なお、金貨流通段階における経済の拡大発展——商品流通・価格総額の急増をまかないきれないのであればならないのは当然なのであるが、『経済の拡大再生産部分を流通させるのに必要な貨幣用金の供給源』としての新産金部分・金生産部門における平均利潤確保機構を原理的に絶対必要とする考え方たは、マルクス蓄蔵貨幣論にたいする1つの無理な歪曲としかうけとれない。³⁹⁾」

われわれの主張がマルクスのくり返しでないことはわれわれ自身が確認しているところである。それを「マルクス蓄蔵貨幣論にたいする1つの無理な歪曲」と判断す

37) 飯田繁 [7] pp. 161-2 38) [19] p. 79

39) 飯田繁 [8] p. 177

るのは自由であるけれども、飯田教授の批判はとうていわれわれを納得させうるものではない。

飯田教授とわれわれの間の最も基本的な対立点は、貨幣流通量の内在的必然的伸縮機構にとって貨幣材料の生産部門である金生産部門を不可欠とみなすか否か、貨幣材料の生産部門の社会的存立根拠(これは社会的需要に応ずる供給を分担する部門であるか否かということである)が貨幣流通法則によって規定される流通必要金量の増減と「原理的」に関係を持つか否かということである。問題は「原理的」に提出されているのである。この問題について飯田教授は、「新産金・国外流入金による補充」を「当然」のこととして事実上は容認されながら、金は「永久にもちいられうる“流通機械”」であるということを根拠にして「原理的」には否定の立場にたたれた。だが、人類にとって金生産は文字の発見よりも早いのであるから、「永久にもちいられる“流通機械”」の存在量(stock)は莫大なものとなっているであろう。資本主義下で発達した近代的信用制度は巨大な金節約機構でもあるから、資本主義はついには貨幣材料としての金生産部門の「死重」からまぬかれうるということにでもなるのであろうか。単なる工芸用としてではなく、貨幣材料としての金生産部門が存在しなければ、貨幣価値——価値尺度機能の前提——が決定されないことはすでにのべたし、金生産部門の再生産の条件が失しなわれると、貨幣・信用制度が震撼されることについてはいまからのべきではないが、貨幣材料としての金生産部門の存立を「原理的」に否定することは、これらの諸点を「原理的」に無視することに他ならない。そして、貨幣材料生産部門の存立根拠は貨幣流通法則によってしか与えられないことはいうまでもない。

この点さえ明らかになれば、貨幣材料としての「新産金部門・金生産部門における平均利潤確保機構を原理的に絶対必要」と考えねばならぬことは自明であろう。資本のもとに包摂される如何なる生産部門においても、平均利潤が確保されないかぎり、社会的需要に長期的に応ずる生産は不可能であり、金生産部門もその例外ではないからである。そうだとすれば、飯田教授の反論のうち有意義なのは、われわれが貨幣材料としての金生産部門に対する社会的需要として「経済の拡大再生産部分を流通させるのに必要な貨幣用金」だけしかあげなかつたということの1点につきるであろう。勿論、これは問題の焦点を浮び上らせるために採用したところのきわめて過度に単純化された表現である。厳密にいえば、貨幣材料としての金に対する需要は、摩損錫貨の補填部分と「蓄

藏貨幣量の総動員・流通速度の加速化をもってしても」なお不足する貨幣の両者であり、後者が直ちに「拡大再生産部分を流通させるために必要な貨幣」とは一致しない。ただ拡大再生産を想定しないかぎり、このような貨幣の必要性が理論的には措定できないために、上述の過度に単純化された表現が用いられたまでである。それは、貨幣材料としての金生産部門に対する社会的需要の量的規定についての単純化であって、これ自体精密化することは必要なのであるが、より重要なことは、資本主義の死重としての金生産部門の存在根拠は決して失しなわれることはないという質的規定を確認することである。インフレーションの本質的問題点の1つは、この社会経済的に規定される金生産部門の存立根拠が人為的に破壊される点にあるのであって、この点が以下の論述の重要な焦点となるはずである。

[3] 貨幣流通法則理解にとって最もやっかいな問題は磨損減量錫貨の流通においてあらわれる。金貨が流通しているうちに磨損するのは、その物理的性質によって不可避的であって、流通する金貨の「金名称と金実体、名目含有量と実質含有量の分離⁴⁰⁾」は不斷に発生する。磨損減量錫貨が完全量目錫貨とならんて流通していても、諸商品価格は直接的には影響をうけず、両者の混合率の度合がある限度を超えると価格は騰貴する。この現象を貨幣流通法則によって如何に説明するか、これがきわめてやっかいな問題である。

この問題は3つの局面に分けて考察する必要がある。

第1局面、完全量目錫貨にまじって磨損減量錫貨が流通しているが、価格には影響を与えていない局面。

第2局面、完全量目錫貨と磨損減量錫貨の混合流通であるが、後者の比重が高まって、価格も上昇するが、まだ磨損量率までは上昇していない局面。

第3局面、磨損減量錫貨が専一的に流通し、価格も磨損減量率に等しい率で上昇する局面。

第1局面では、価格は上昇しておらず、金生産部門と一般商品生産部門とのあいだの单一基準(例えば均等利潤率)は維持されているので、価値尺度機能は完全量目錫貨がはたしている。この場合に磨損減量錫貨が流通手段としては完全量目錫貨と同じように通用することを、マルクスは「流通手段の觀念化」によって説明する。すなわち、かれは「貨幣通流において量が速度によって補充されることから生じる流通手段の觀念化」を第1の觀念化と呼び、磨損減量した「ソヴリン金貨が、仮象的なソヴリン金貨として、仮象的な金として引きつづいて適

40) マルクス [11] p. 219

法な金片の機能をはたす」ことを「流通過程そのものによって生ぜしめられる金属貨幣の第2の觀念化⁴¹⁾」と規定する。金貨自身のこのような觀念化が基礎となって、「相対的に価値のない物、紙券が金のかわりに鑄貨として機能」するようになってくる。したがって、この第1局面で磨損減量鑄貨が流通手段としては完全量目鑄貨と同様に機能するのは、原理的には、価値章標が完全量目鑄貨に代位流通するのと同じであって、流通手段としての貨幣の現実的内実は問題とならず、まして貨幣と商品との間の不等価交換は問題とならない。

ところが、金貨自身の「觀念化」=「象徴化」の承認は貨幣流通法則の紙幣流通法則化に直結すると考える岡橋教授は、磨損減量が流通すれば、価格標準の低下と「流通手段としての貨幣価値」の増加が生ずると考える⁴²⁾。前者についてはのちほどふれるとして、後者についていえば、貨幣の相対価値は、貨幣の価値尺度機能の具体的な内容の1部なのであって、流通手段としての相対価値ではなく、またその概念はそもそも物価の全般的騰落現象を貨幣の機能の側から説明するために必要とされたものであった。貨幣の相対価値は、貨幣全体についていよいよ時にのみ有意味なのであって、貨幣の1部分である磨損減量鑄貨についてだけ、相対価値が増大するということは何故いいうのか明確でない。教授は「いかなる物も自分自身の象徴たりえない」というマルクスの言葉をこの局面においても強調されるのであるが、金貨が初めから本来的に「自分自身の象徴たりえない」のではなくて、原理的には「自分自身の象徴たりえない」ものが象徴となるという矛盾関係が基軸になって、磨損減量鑄貨流通下の独自の価格運動が生ずるのではないか。その矛盾の発現形態として第2・3局面がある。

第2局面の発生にとっては、磨損減量鑄貨の比重増大が前提となるが、それは、鑄貨の最輕量目規定がないかあるいは長期間無視されるとか、国家または私的冒険者の手によって変造貨幣が大量に投入されることによって生ずるであろう。この場合には価格の全般的騰貴が始まるわけであるが、問題の焦点はいうまでもなくこの価格騰

起を如何に説明するかということである。これは、貨幣の流通手段機能のまえに、価値尺度機能の問題でなければならない。第1局面においては問題とならなかつたところの流通している金貨の金属内実およびその価値がこの局面では問題となってくるのはそのためである。

貨幣の価値尺度機能とは、貨幣と商品との交換関係が成立するように私的生産者の価格設定を規制するところの、すなわち実現さるべき価格を決定せしめるところの貨幣の力能であった。磨損減量鑄貨の大量流通によって価格が上昇するのは完全量目鑄貨よりも価値の少い磨損減量鑄貨にこの機能が移行したことにはならない。すなわち、価格設定が磨損減量鑄貨との交換関係の成立を基準として行なわれるようになる。このことは例えば今まで1単位50グラムの金貨に対する交換比率として価値表現をしていたのが、いまや1単位25グラムの金貨に対する交換比率として価値表現を行なうことである。貨幣1単位に対する名称は変わらないのであるが、貨幣1単位の金含有量が変化したために、価値尺度機能を営む貨幣の価格標準が変更されたことと事実上等しい。この場合同じ金貨である完全量目鑄貨と磨損減量鑄貨とが混合流通しながら、あたかも同一貨幣呼称をもつ2種の金属鑄貨、例えば金と銀、が混合流通し、両者のあいだに過少評価または過大評価がなされているばかりに生ずる現象、すなわち、「各人が任意に銀ででも金ででも支払いうる国々にあっては、価値の騰貴する金属は打歩を生じ、そして他の各商品と同じように、過大評価された方の金属のみでそれ自身の価値を度量するのであって、この後者のみが価値尺度として役立つことになる⁴³⁾」という事態が発生する。金銀の混合流通の場合は価格標準は法律的に決められており、両金属貨幣1単位の価値比率が変動して、相対価値の高い金属貨幣のほうが価値尺度の地位を追われるのに対して、磨損減量鑄貨との混合流通においては、同じ金貨であるために価値尺度機能をいとなむ貨幣の交替がその機能をもつ貨幣1単位の金含有量の変更となってあらわれる。「あらゆるものは自分自身の象徴となりえない」という根本的関係は、象徴の地位にあった磨損減量鑄貨が、新しい完全量目鑄貨として機能することによって貫徹する。すなわち価値尺度機能のTrägerは磨損減量鑄貨の側に移り、流通必要金量もまた磨損減量鑄貨の流通量として規定される。かくして、混合流通しているところの完全量目鑄貨はいまや、磨損減量鑄貨と等しいものとしてしか通用しない。それでも流通しうるという根拠があれば、完全量目鑄貨は磨損減

41) マルクス [10] p.160

42) 岡橋保 [14] pp.172-3 この考えは、イギリスおよびフランス政府の貨幣変造の歴史において、物価が変造と同じ割合で上昇しなかったのをマルクスは「鑄貨の増加された割合が鑄貨の変造された割合に照應しなかったからである」([10] p.177)とのべたことに対する新解釈として提起されたものであるが、われわれはマルクスのこの断定自体の当否を貨幣変造の歴史から再確認する必要があると考える。

43) マルクス [10] p.107

量鑄貨の「象徴」と化したといってよいのであるが、完全量目鑄貨はもはや流通する根拠を失なっているのである。悪貨は良貨を駆逐する。にもかかわらず、法定価格標準は変更しないとすれば、それはいまや金生産者に対する「铸造価格」としての意味だけを残すことになる。新産金は法定価格標準に従って鑄貨に変えてもらうわけであるが、受取る鑄貨が完全量目であれば、それで購入しなければならない一般商品とのあいだに不等価交換が生ずるであろうし、受取る鑄貨が磨損減量鑄貨と同じ金含有量であれば、それは産金の価値の1部が国家によって強奪されたことを意味する。いずれにせよ、事実上の価格標準と法定価格標準の乖離、すなわち、その実体を失しなった法定価格標準の存続は、貨幣材料としての金生産部門の生産条件を悪化せしめる。

第3局面は、事実上の価格標準と法定価格標準の乖離の極点であり、その矛盾の解決がせまられる局面である。第2局面すでに流通界にある完全量目鑄貨の流通からの脱落を指摘したが、第3局面では、事実上の価格標準と法定価格標準の乖離が貨幣材料生産部門に決定的な影響を与える点が問題とされなければならない。

この局面では、価値尺度機能が完全に磨損減量鑄貨の側に移行しているために、諸商品価格は磨損減量率だけ騰貴している。生産の技術的条件を所与とすれば、その取得する利潤量はもっぱら費用価格の大きいさによって決定される金生産部門の利潤率は価格騰貴に比例して低下する。この過程で劣悪生産条件の産金企業は倒産を余儀なくされる。貨幣材料の供給は第1の制限をうける。

また残在している金生産者も、铸造局に自己の生産した産金を持っていって法定価格標準に従って铸造してもらうのは、あるいは、その鑄貨を購買手段として流通のために手離なすのは、あきらかに不利であるから、悪化した生産条件を私的努力で若干なりとも回復させるために他の手段を選らぶ。他方完全量目鑄貨と流通している磨損減量鑄貨の重量差が铸造費用を超えるならば私的风险者が铸造することによって利潤を獲得する可能性が発生するし、法定価格標準の引下げを予想する投機的需要も生じてくる。この両者の必要が合体して、自由金市場において金の市場価格は、铸造価格以上で磨損減量率以下の範囲内で騰貴する。産金はもっぱら自由金市場に流れれる。ここに貨幣材料の第2の供給制限がある。貨幣材料の供給者として社会的存立根拠を与えられていた金生産部門は、その社会的機能をはたしえない状態が発生するのである。そして、貨幣の価値尺度機能によって規定される流通必要金量の確保が自動的に達成される機構

は破壊され、貨幣制度は根底から震撼させられる。流通に必要な貨幣は、国家または私的风险者によるより含有金量の少くない鑄貨の発行によってしか確保できず、それは上述の過程を螺旋的に拡大するだけである。これは、資本主義の交換および生産を不可能にする事態をもたらす。これはすべて、価値尺度機能をはたす条件にかけている貨幣が価値表示機能を独占していることによって生じたものである。われわれが、価値尺度機能の麻痺と呼ぶのはこのような状態に他ならない。麻痺ということの含意は、価値尺度機能の正常態からの一時的逸脱であって、それは必ず回復させられねばならぬということである。価値尺度機能の正常態においては、新産金の価値=貨幣価値=貨幣の支配商品価値の三位一体が長期的平均的に達成することであり、この三位一体が実現されるためには、それが可能であるような法定価格標準=铸造価格が設定されることを条件とする。今問題となっている局面では、この条件が失しなわれているのであるから、この条件回復の手段は取られねばならない。それは法定価格標準の変更以外にはない。

「[流通しているソブリン金貨の] 金属内実の減少が、金の市場価格のその铸造価格以上への持続的騰貴をよびおこすに十分な数のソブリン金貨を捉えるようになると、鑄貨の計算名は依然として同じであるが、それは将来はより少ない金分量を指示するであろう。換言すれば、貨幣の度量標準が変化して、金は将来はこの新しい度量標準に応じて铸造されるであろう。金は、流通手段としてのその觀念化によって、反作用的に、金が価格の度量標準であったところの法定の諸比率を変えるであろう⁴⁴⁾。」

以上のような事態を「金インフレーション」とみなすかみなさないかは純粹に定義上の問題にすぎないが、少なくとも確認できることは、インフレーションの本質理解にとって考慮しなければならぬ事項はすべてこのなかに含まれているということである。「貨幣論」的インフレーション論でインフレーションの本質=「骨格体系」をしめすものとされている紙幣流通に固有な現象は、これと対比するならば、せいぜいインフレーションの重要な面ではあるが1断面を示めすにすぎない。インフレーションの基礎理論の深化にとって最も重要な示唆を与えるのは磨損減量鑄貨流通下の貨幣流通法則である。

III 紙幣流通法則

マルクスは流通手段としての貨幣を論じた箇所のなかで強制通用力を持つ国家紙幣の流通するばあいを取上げ

44) マルクス [10] p. 162

て、「紙幣流通の特殊法則」を定式化した。マルクス自身はインフレーションという言葉を用いなかつたけれども、この特殊法則が、飯田・岡橋両教授をはじめとする多くの貨幣論研究者のあいだでは、古典的インフレーション、インフレーションの骨格体系あるいはその本質をしめすものだと考えられており、「インフレーションの本質論は、マルクスの紙幣流通の特殊法則の再発見によって、ここにようやくその正しい理論的視角があたえられた」とさえいわれている。そして、現代インフレーションの解明を窮屈的目とする「不換銀行券論争」において、不換銀行券の本質を国家紙幣と同じものとみて、不換銀行券流通下での「紙幣流通の特殊法則」の専一的支配を主張する飯田教授と、不換銀行券は信用貨幣であると規定し、一定条件のもとでは貨幣流通法則に支配され、特定条件のもとでのみ「紙幣流通の特殊法則」の支配がみられるとする岡橋教授が、鋭く対立したが、それは不換銀行券は本質的に国家紙幣と運動様式を共通するという立場と、特定条件のもとにおいてのみ国家紙幣と同じ運動をするという立場との対立であり、不換銀行券の性格規定をめぐる対立であって、国家紙幣に固有の運動をもって古典的インフレーションとみなす点では完全に一致しているのである。われわれは、国家紙幣に固有の運動をインフレーションとみなし、不換銀行券が如何なる条件のもとで国家紙幣の運動と同じ運動を行なうかという形でのインフレーションへの接近方法自体を根本的に止揚しないかぎり、インフレーションの本質的理解はできないと考えるのであって、この視点からマルクスの紙幣流通法則およびそれに関する議論のうち若干の論点について検討を加えたいと思う。

[1] 紙幣流通法則を検討するまえに、国家紙幣の性格を確認しておく必要がある。マルクスもいうように、「強制通用力をもつ国家紙幣は、⁴⁵⁾ 価値表章の完成された形態であり、かつ金属流通あるいは簡単な流通そのものから直接に生長する紙幣の唯一の形態である。⁴⁶⁾」そして、「⁴⁷⁾ 鑄貨として機能する価値表章——たとえば紙幣——は、その鑄貨名で表現されている金分量の表章、したがって金表章⁴⁸⁾」であり、「無価値の表章が価値表章であるのは、ただそれが流通過程の内部で金の代理をするかぎりにおいてのみであり、そしてそれが金の代理をするのは、ただ金自身が鑄貨として流通過程に入りこむであろうかぎりにおいてのみである。⁴⁹⁾」これが価値表章の本質規定であり、要するにそれは、流通手段としての金

貨に代位流通する相対的に無価値な表章である。この本質規定からつきの2つの重要な属性が導きだされる。

- (1) 価値表章は価値尺度機能をはたしえない。
- (2) 価値表章は蓄蔵貨幣となりえない。

価値表章の完成形態である国家紙幣も当然この本質規定を共有するのであり、またその限りでの国家紙幣の流通法則が問題とされなければならない。

ところでマルクスは強制通用力をもつ国家紙幣の流通において、そこに生ずる現象を紙幣に固有でない運動と固有な運動とにわけて、つぎのようにいう。

- (1) 紙幣に固有でない運動のはあい、

「それ〔紙幣〕が実際に同一名目の金総額のかわりに流通するかぎり、その運動には、ただ貨幣流通自身の諸法則が反映される。紙幣流通の特殊法則は、ただその金にたいする代表関係からしか出てこない。そしてこの法則は、単純にこうである。すなわち、紙幣の発行は、紙幣によって象徴的に表示されている金(ばあいによっては銀)が、現實に流通しなければならぬ量に限定さるべきである。そこで、流通部面が吸収しうる金量は、つねにある平均水準以上または以下に動搖するのであるが、与えられた一国においては、流通する媒介物の量は、決して、経験的に確定される一定の最少量を下ることはない。この最少量がたえずその構成部分を変ずるということ、すなわち、つねにちがった金の個数からなっているということは、もちろん、流通部面におけるその範囲とその不断の決動に影響を与えるものではない。したがって、この最低量は紙象徴で置換えることができる。」

- (2) 紙幣に固有な運動のはあい、

「これに反して、今日すべての流通路が、貨幣吸収能力の一杯の限度まで紙幣をもって充たされるとすれば、この通路は、商品流通の動搖の結界、明日はあふれるようになることがありうる。一切の標準が失なわれる。しかしながら、紙幣がその限度を、すなわち、流通したと考えられる同一名称の金貨の量を超えて、紙幣は、一般的信用崩壊の危険を別とすれば、商品世界の内部において、なおその内在的法則によって規定された金量、したがってまた、もっぱら代表しうべき金量を表示するにすぎない。⁴⁹⁾」

以上は『資本論』中の関連箇所の全文であるが、『経済学批判』では紙幣が流通必要金量以上に流通しているばあいに「変動したのは価格の度量標準の命名だけであ

45) 岡橋保 [12] p.5-6 46) マルクス [10] p.170

47) 同上 [10] p.169

48) 同上 [10] p.175

49) 同上 [11] pp.223-224

ろう」とし、「紙幣の数量の増減——紙幣が排他的流通手段をなしているばかりの——に伴なう諸商品価格の騰落は、流通する金の量は諸商品の価格によって、流通する価値表章の数量はそれが流通において代理する金銭貨の数量によって規定されるという法則が外部から機械的に破られたばあいに、流通過程が強力的になしとげるところのこの法則の貫徹に他ならない⁵⁰⁾」としている。

(1) のばあいは「経験的に確定される一定の最少量」が国家紙幣によって代位されるところの金紙混合流通である。その最少量を超えて日々変動する流通手段量の調節は金貨によって行なわれる。国家紙幣は金表章としての機能を完全に行なうことによって、貨幣流通法則の支配がその与えられた機能に「反映」する。(2) のばあいは、或る時点では「最少量」を超えていなかつた紙幣量が、経済規模の変動の結果流通通路を超えた状態であり、『経済学批判』における「国家紙幣の排他的流通」の想定は、(2) のばあいに生ずる物価の騰落をより端的にしめしたものと考えられる。

これはマルクスの貨幣論中もっとも重要な考え方の1であり、深い含意をもつ文章である。含まれている含意を吸みつくしてこの法則を解釈するばあい、見解がわかれるのはけだし当然のことである。ことに、紙幣に固有な運動をもって古典的インフレーションとする見解を共有する飯田・岡橋両教授のあいだでこの法則の解釈が根本的に異なる点は注目すべきことであって、両教授の見解の対立点を吟味しながら、紙幣流通法則の意味を明らかにすることは、このばあい適切な方法であろう。

[2] 国家紙幣の排他的流通のもとでは紙幣流通法則の専一的支配が行なわれるとする飯田教授は(1) のばあいも「紙幣流通のひとつの特殊な法則は金にたいする紙幣の代表関係だけから生ずる」という視点から説明するのに対して、岡橋教授は紙幣流通法則は(2) のばあい、すなわち、紙幣に固有な運動のみを支配する法則であって、(1) のばあいは貨幣流通法則が支配すると考え、(1) のばあいの解釈がまったく異なる。そこでマルクスが、「紙幣が実際に同一名目の金総額のかわりに流通するかぎり、その運動には、貨幣流通自身の諸法則が反映されるだけである」といった言葉の貨幣流通法則の「反映」とは何を意味するかをめぐって論争が展開された。飯田教授は「仮定性の論理」を主張されたのに対して、岡橋教授は「必然性の論理」を主張されたのである。

飯田教授は、国家紙幣の排他的流通下では紙幣流通法則の専一的支配があるだけであって、貨幣流通法則の支

配はありえず⁵¹⁾、その反映はありうると考える。貨幣流通法則は流通貨幣量の内在的必然的伸縮の法則であり、その法則は蓄蔵貨幣の流通の内外への自由な流出入を前提として成立するのに対して、国家紙幣は一たび流通に投入せられると内在的必然的に流通外に出ることはできず、他方実現さるべき価格総額は経済状態を反映して不斷に変動するから、国家紙幣の代表金量もまた不断に変動せざるをえない。紙幣の排他的流通下で貨幣流通法則が支配しないことの理由はこれである。

他方、教授によれば、貨幣流通法則の「反映」とは、「1 ポンド、5 ポンド等々」というように貨幣名がふされている紙幣で表示される価格総額が、金貨が流通したであらうばあいの価格総額と一致した状態、両者の流通速度を同じとすれば、国家紙幣の流通量が流通必要金量に一致した状態のことである。しかし、このような状態が成立する必然性はない。

「実在するのはただ偶然だけだ。不換紙幣の発行・流通総量が流通必要金量と合致するのが1つの偶然なら、まえのがあとのをこえるのも1つの偶然である。」

そしてまったく偶然にしかすぎない両者の合致=「反映」状態は、「紙券がおなじ名の金量のかわりにげんじつに流通するならば」という仮定的条件を導入すればいいいうと主張される。そして、

「これらの条件の仮定は現実に、それらの条件が存在しないことをいみするのではなくしてない。それどころか、仮定されているこれらの条件は大いにげんじつにありうるものだ。⁵²⁾」

という点を強調する。だがこれは意味のないこじつけである。価値が価格運動の全体を支配しているときにおいてすら、変動する価格のなかでたまたま価値価格に等しいものがあったからといって、そこに価値が「反映」されているということは何ら理論的意味を持たないのである。紙幣流通においては貨幣流通法則は支配しないとされる立場から、何故上述のような「反映」を語る必要があるのであろうか。「仮定性の論理」は、まったく異質の2つの法則——貨幣流通法則と紙幣流通法則——を恣意的機械的に関連づけようとしたものと考えざるをえない。

「仮定性の論理」に対して「必然性の論理」といわれる岡橋教授の見解は、「不換紙幣が『おなじ金量』を代表しているかぎり、すなわち、価格標準が一定であるばあいには、その流通数量は、つねに、貨幣流通の諸法則の制約をうけて増減し、その支配をまぬがれない⁵³⁾」と

51) 例えは飯田繁 [7] p. 200 をみよ。

52) 飯田繁 [7] p. 218

いうことであり、国家紙幣の限定づき伸縮性の肯定にある。ところで、その伸縮性の根拠は何かといえば、

- (1) 「紙幣は金章標なればこそ、流通必要金量の増減とともにみずからも増減しなければならないし、またそれゆえに、紙幣は流通必要金量をしか代表しえないからこそ、その価値の数量によって規定されざるをえない」⁵⁴⁾」
- (2) 「価値の尺度機能を営みえない代用貨幣であるところの銀行券が貨幣=金とおなじように貨幣流通の諸法則の支配をうけ自動的に増減しうるのは、まったく、近代的信用制度によるものである。……不換紙幣であろうと、それがおなじく制度的に増減しうるようになれば、それは商品流通に順応して自動的に増減しうるであろうし、不換紙幣の流通にも貨幣流通の諸法則が支配するといつてもよいのではなかろうか。⁵⁵⁾」
- (3) 「不換銀行券にできることなら、不換紙幣にだってやれないことはなかろう。⁵⁶⁾」

以上の引用文からもわかるとおり、岡橋教授は、近代的信用制度のもとで代用貨幣である銀行券(兌換銀行券も不換銀行券も)は貨幣流通法則にしたがって自動的に伸縮運動をするということを根拠にして、不換紙幣にも近代的信用制度と同じような「制度」があれば、不換紙幣も貨幣流通法則の支配をうけると考える。飯田教授は不換銀行券を国家紙幣に等しいものと考えるのに対して、岡橋教授は、国家紙幣のほうを不換銀行券に等しいものと考えようとしている。だが問題は、国家紙幣の伸縮運動を支える制度とは何かということであり、岡橋教授は、国家紙幣が貸付発行されたケースを強調している。しかし、貸付発行というケースが現実にあったかどうかは実は本質的な問題ではない。価値表章の完成形態としての国家紙幣の運動の特質を明確にするときに、国家紙幣の発行方法として、投入発行と貸付発行のいずれを想定するほうが合目的的であるかという純理論的な問題こそが重要であるからである。あらためていうまでもなく、価値表章は貨幣の流通手段としての機能から生ずるのに對して、信用貨幣はその発生根拠を貨幣の支払手段機能にもっている。そして、信用貨幣とはその発生根拠も運動様式も異なるものとしての価値表章の完成形態=国家紙幣を問題とするときに、信用貨幣=銀行券の運動を支える信用制度を投入して、国家紙幣の伸縮性を主張するのは方法上の倒錯があるといわねばならない。資本主義の信用関係を単純流通視角に還元することが誤まりであ

53) 岡橋保 [13] p.130 54) 同上 [13] p.29

55) 同上 [13] p.142 56) 同上 [13] p.162

るとするならば、単純流通の問題を信用論の次元にひきあげることもまた誤まりであるといえよう。

以上で飯田・岡橋両教授の紙幣に固有でない運動に関する対立的な見解の特徴をみてきたのであるが、両者とも納得的な説明はしていないと判断せざるをえない。すなわち、「仮定性の論理」は貨幣流通法則の「反映」を無意味なものとすることによって、貨幣流通法則と紙幣流通法則を切離してしまうことになり、「必然性の論理」は、紙幣の伸縮機構として信用制度を輸入することによって、価値表章の特質を否定することになる。だがこのような結果にゆきつくのは必然的であって、事態の根源は、国家紙幣の排他的流通下において紙幣に固有でない運動がありうるとする共通の問題意識にあると思われる。われわれは、紙幣に固有でない運動は、金紙混合流通の上で、流通必要金量の伸縮は金貨によって調整される場合にのみみられるものであり、かつまたその場合が紙幣が金表章として運動する最後のケースであると考えるのである。

[3] 紙幣に固有でない運動の解釈における飯田・岡橋両教授の対立は当然に紙幣に固有な運動の解釈にももちこまれざるをえないものであるが、にもかかわらず、両教授とも紙幣に固有な運動のなかにインフレーションの本質があらわれており、インフレーションとは事實上の価格標準の低下による物価の名目的騰貴であるという基本規定を共有する。われわれは両教授の見解の相異点と同様に共通点についても検討を加えねばならない。

問題の所在をはっきりさせるために、国家紙幣の排他的流通下でたまたま紙幣流通量が流通必要金量に一致していた状況において「国家が任意に多数の紙券を強制的に流通に投する」場合を考えてみる。その投入は国家の支出をまかなうためであり、投入発行であると仮定しよう。紙幣に固有な運動=物価騰貴が生ずるまでにおよそつきの3段階を経過するであろう。

- (1) 強制通用力をもつ国家紙幣は購買手段として流通に投入せられ、国家をして社会的総生産物の一部を取得することを可能ならしめる。
- (2) 社会的総生産物の一部が国家の手によって取上げられたにもかかわらず、その生産過程すでに決定されているところの社会的総生産物に対する素材的需要は不变であるから、需給関係はくずれ、価格騰貴の基礎が与えられる。
- (3) 流通していた紙幣と新たに追加投入された紙幣が有効需要を形成するので、物価は従来の流通紙幣に対する追加紙幣の割合だけ上昇する。そして、さらに国

家による紙幣の追加投入のないかぎり価格水準はその点で安定する。

以上の過程の最終的結果を両教授とも、名目的物価騰貴であり、貨幣論的には事実上の価格標準の切下げであるとするが、その内容は根本的に相異する。

飯田教授にあっては、国家紙幣の排他的流通下では紙幣流通法則が専一的に支配するのであるから、流通する紙幣の代表金量=事実上の価格標準はたえず変動する。事実上の価格標準の従属関数化=不安定性が教授の論理の必然的帰結である。それゆえに、何らかの理由で経済規模が縮少した場合には、紙幣は流通にとどまっているから、事実上の価格標準は低下することになり、そのことと、国家紙幣の追加投入による事実上の価格標準の低下とは、原理的には区別がない。岡橋教授が、飯田教授の議論は貨幣数量説の新系譜に他ならないと批判するのにはまさにその点である。教授自身は、「紙幣流通の独自の1法則においては、この貨幣数量説的思考がそのまま妥当するようにみえる」けれども、「紙幣流通の考察において、ひとが貨幣数量説的イリージョンにおちいるかいらないかは、……紙幣流通の背景・基礎に、貨幣流通の諸法則によって規定されるところの流通必要金量が存在していることをしっかり意識しているかいなかにかかっている⁵⁷⁾」といわれる。だが、紙幣流通の考察において「貨幣流通の諸法則によって規定されるところの流通必要金量」の存在を考察主体である経済学者が「意識」するだけで、貨幣数量説的思考が止揚されるものであろうか。問題は、貨幣流通法則が、紙幣の排他的流通下においてその流通法則の「背景・基礎」として作用あるいは貫徹していることの現実的メカニズムを明示することであるが、「紙幣流通において貨幣流通法則が支配していない」という立場にたち、紙幣に固有でない運動におけるその反映すら「仮定性の論理」で説明された教授にとって、どのような説明が可能なのであろうか。われわれは、流通必要金量を「背景・基礎」に意識していたとしても、金貨流通のばあいと紙幣流通のばあいの流通手段の数量の相対比から、事実上の価格標準を決定し、それによって物価上昇を説明する論理は、貨幣数量説的思考に他ならないと考えるし、そのような思考は、国家紙幣の排他的流通を想定したばあいに不可避的に採用せざるをえないと考える。貨幣数量説の誤まりは、国家紙幣の排他的流通の下ならば必然的に成立する論理を、いかなる場合にも通用するものとして一般化した点にあるのであって、この貨幣数量説的思考を批判するためには、国

家紙幣の排他的流通そのものが資本主義の本来的正常的貨幣制度(金本位制度)の人為的否定に他ならぬこと、そしてその時にのみ貨幣数量説的思考は純粹に成立することを明らかにする必要がある⁵⁸⁾。

他方、岡橋教授の基本的な考え方は、法定価格標準と事実上の価格標準をまったく同一のものとみなし、事実上の価格標準が固定化=確定されると、貨幣流通法則によって支配されるところの紙幣に固有でない運動を行うと考える点にある。法定価格標準と事実上の価格標準の同一視の問題点については項を更めて検討することにして、もし教授のいわれるとおりだとすれば、紙幣に固有な運動=インフレーションは、国家紙幣の追加投入から事実上の価格標準の固定化にいたるまでの過程においてしかみられず、その過程においてのみ紙幣流通法則の支配がみられるにすぎない。岡橋教授はいわれる。

「価格標準を引き下げるような紙幣に特有な運動とは、紙幣が確定金量を代表しないで流通過程にはいってくればあいにかぎられる。」「流通手段として貨幣にかわって流通すべき紙幣は……一定の金量を代表して流通界にあらわれるべきであるにもかかわらず、流通貨幣とは無関係に増発されるばあいには、一定金量を代表するものとして流通界にあらわれるわけではなく、むしろ逆に、流通過程において増発紙幣と流通必要貨幣(金)量とも代位関係からここに、はじめて、紙幣の代表すべき金量がきまつてくる⁵⁹⁾」

そして、紙幣の代表金量の決定が事実上の価格標準の確定であり、それが固定されている間は金貨とまったく同じように紙幣は確定金量を代表する貨幣として、経済の実質的変動に自動的に対応して伸縮する、すなわち、貨幣流通法則の支配をうけるといわれる。

この見解は実に多様な問題点を含んでいるのであるが、ここではただ1つだけを取上げておきたい。それは、紙幣の追加発行から事実上の価格標準の固定化するまでの、教授によれば紙幣流通法則の支配をうける唯一の期間を理論的にはどう考えるべきであるかという問題である。これに対する飯田教授の見解は明快そのものである。すなわち、紙幣の追加発行は即時的瞬間に事実上の価格標準を変え、物価を全般的に騰貴させるという点が「名目的物価騰貴」の本質だとされるのである。教授が国家による紙幣の追加発行、それによる購入を需要要因とみ

58) したがって、われわれには不換銀行券を国家紙幣と本質を同じくするものと考える飯田教授の立論には根本的な疑問がある。

59) 岡橋保 [12] pp. 52-53

ること、またその波及過程を捨象されるのはみなそのためである。かくして、飯田教授にとっては、ここで問題とされている期間は理論的にはゼロとしないかぎり、物価騰貴の名目性はそこなわれてしまう。

ところで、岡橋教授は紙幣流通法則の支配領域を未確定金量として投入された紙幣が代表金量として確定されるまでの期間(これは、教授の論理では、或る価格標準によって貨幣流通法則が支配している状態から、他の価格標準によって貨幣流通法則が支配する状態へ移行するまでの期間である)であるとしながら、つぎのように主張される。

「インフレーションの本質は、物価の騰貴の過程にもとめられるのではなく、むしろ兌換の停止された銀行券あるいは紙幣の過剰発行によるその減価にもとづく物価騰貴の名目性にある。⁶⁰⁾」

これは、われわれには理解しがたい主張である。教授の出発点は「価格標準を引き下げるような紙幣」の投入であったはずである。それが物価騰貴をひきおこし、新たな価格標準=代表金量を確定させ、しかもその確定がなされたあとは貨幣流通法則の支配をうけるはずであった。したがって「価格標準の切下げにもとづく価格の名目的騰貴」という概念は教授の立論とは相入れないものであって、価格の名目的騰貴の結果として価格標準の切下げが生ずるというべきではなかったろうか。そのばあいの価格騰貴の名目的騰貴はあくまで新しい価格標準の確立にいたる適合期間中の「過程」的騰貴であって、固定性を持たない点に特色がある。この過程的騰貴の内容を明確にしないと、紙幣流通法則の支配領域が不明瞭となり、国家紙幣の排他的流通下において、飯田教授が紙幣流通法則の専一的支配を主張されるのとちょうど逆に、岡橋教授においては、すべて貨幣流通法則の支配一色でぬりつぶされる危険性がある。

[4] 事実上の価格標準の低下は、もともとは「価格標準が法律上切り下げられたと同然の現象」をさし、名目的物価騰貴を価格標準という言葉を用いて比喩的に表現したものにすぎず、「価格標準の事実上の切り下げにもとづく物価の名目的騰貴」というインフレーションの本質規定とされている通念は、何ら名目的物価騰貴の説明でなく、単なる同義反復を「価格標準の事実上の切り下げにもとづく」という非概念的言辞で結びつけたものであるにもかかわらず、さきの通念が絶対視されるに従って、事実上の価格標準のもつ比喩的内容が忘れされ、あたかもそれが価値尺度機能の不可欠の内容をなす法定

価格標準と同じものであるかのように取扱かわれ初めている。岡橋教授の法定価格標準と事実上の価格標準の同一視論がその典型であるけれども、同じことが飯田教授の不換紙幣の過剰発行下における「新しい流通必要金量の形成」説についてもいえることは、すでに指摘しておいた⁶¹⁾。そして、このような危険な傾向に対する1つの根本的疑問がさらに久留間健氏から提出されている。

「価値章標の減価は、貨幣名のあらわす金量の減少という意味で度量基準の変更にほかならない、ということは、不換紙幣がもっぱら流通しているばあいに貨幣名があらわす不確定金量を、なおかつ度量基準だとよぶことを意味する。価格の度量基準とは、その本来の規定においては、金量をはかる単位として役だつべき一定の確定された金量である。……だから、価格の度量基準の本質規定が確定された金量という点を認めるかぎり、不確定な金量を価格の度量基準とよぶことは、言葉の矛盾にほかならない。⁶²⁾」

氏の主張の眼目は、従来事実上の価格標準の低下といわれてきたものは、紙幣の減価と呼ぶべきだということであり、一見単なる概念の言換えにすぎないようにみえるけれども、紙幣の減価をつぎのように規定することによって、単なる言換え以上の内容を含んでいる。

氏は、「紙幣は、他の一切の商品の一定量と同じように、価値の一定量でもある金の一定量を代表するかぎりにおいて価値標章である」という規定を重視する。紙幣がそれに固有でない運動をするように限定された数量だけ流通するばあいにかぎられる。ところが、

「ひとたび紙幣が、価値章標としてのその規定自体によって限定されるかかる数量、すなわち、その価値章標としての規定にもとづく内在的な maß——質そのものによって限定される量——をこえて流通するところは紙幣の価値章標としての自己否定にほかならないのであるが——個々の紙幣片は、そのあらわす金量を、もはや度量標準として定められた金量によって直接規定されるのではなく、流通量と必要量の関係によって規定される⁶³⁾。」

ここで注目すべきは、第1に「価値章標としての内在的な maß をこえて流通する」紙幣を「価値章標の否定」と規定している点であり、第2に紙幣の代表金量が「流通量と必要量の関係」によってきまるのは価値章標の否定物に固有な法則であるとしている点である。そして紙幣の過剰発行によって紙幣の代表金量が低下することを

61) [19] 参照。 62) 久留間健 [3] p. 82

63) 同上 [3] p. 84

紙幣の減価とよび、その本質は「紙幣のあらわす金量が度量基準にたいして低下⁶⁴⁾」する点にあるという。インフレーションを価値章標の否定物の運動の発現形態として把握する視点は基本的に承認されねばならぬものである。しかし、それと同時にその視点から、価値章標の否定物の流通下における価値表現の問題を解明しなければならない。久留間氏はそれを行なっていないだけではなく、われわれの判断ではそれと相入れないような見解をすらのべているのである。

その1つは、「紙幣減価の際に価格の度量基準はどうなるか」という問題に対しては、不換紙幣流通下においては、度量基準はもはや厳密な意味では存在しないといわねばならぬ⁶⁵⁾」とした点にある。さきに引用しておいたように、氏においては、紙幣の代表金量は価格標準=度量基準に対して低下することが紙幣減価の本質であった。この場合の度量基準はいうまでもなく、法定価格標準であり、それが紙幣減価の判定基準である。それが「厳密な意味では存在しない」のならば、そもそも紙幣減価という概念自体が無意味になってしまふであろう。この点と関連して、度量基準が貨幣材料生産部門に対しては「鋳造価格」としてその生産条件を規定するという観点が氏の考察のなかでまったく考慮されていない点も指摘しておかねばならない。

もう1つの論点は、インフレーションを価値法則の貫徹と規定するその仕方である。氏はインフレーションは、「市場価格のあたらしい価値関係への適合の過程」としてかあるいは、価値からの価格の乖離の過程としてか⁶⁶⁾」いずれかでなければならないと考え、価値法則の貫徹と規定されるためには前者でなければならぬという立場からつぎのようにいふ。

「私は、インフレーションもまた、特殊な意味においてではあるが、やはり価値変動にもとづく物価騰貴であるとし、かくしてその過程を、商品の市場価格のあらたな紙幣価値への適合の過程、すなわち紙幣減価の法則の貫徹過程として規定した。⁶⁷⁾」

ここでいう「価値変動」は正確にいえば、無価値の紙幣による国家の価値収奪の結果としての総価値量の変動というべきであるし、「価値変動にもとづく物価騰貴」と「商品の市場価格のあらたな紙幣価値への適合過程」の関係についても問題にすべき点はあるけれども、われわれにとってもっと重要な問題点は、氏がインフレーションは「市場価格のあたらしい価値関係への適合の過

程」か「価値からの価格の乖離の過程」かという二者択一の形で問題を提起し、前者を主張することによって、後者はおのずから否定されたと考えている点にある。はたしてそうであるか。ここでもまた紙幣減価の判定基準としての法定価格標準の意味を正確に理解することが必要である。法定価格標準が原理的意味において存在する以上、商品価値をそれで表示したところの価値価格もまた存在しなければならない。紙幣が減価し、「商品の市場価格のあらたな紙幣価値への適合」が行なわれたとしても、その結果成立するあらたな市場価値は価値価格からは乖離する。紙幣の減価はその乖離の尺度にすぎない。かくして、久留間氏の「適合過程」は「価値からの価格の乖離」の全過程の1局面として位置づけねばならぬのであって、両者を二者択一の形で把握することはできないのである。氏のような把握は、紙幣減価の過程のみをインフレーションとみなし、減価そのもの、あるいは、減価した紙幣価値の相対的安定状態はインフレーションとみなさない岡橋教授の見解に原理的には同じものになってしまうであろう。

おそらく、インフレーションのような自己調整力をもたない価値と価格の乖離を肯定することは価値法則の貫徹を否定することになると氏は考えられたのではないかと思われるが、この点に関してはインフレーションにおける価値法則の貫徹の意味を再検討する必要がある。なによりも重要なことは、インフレーションは価値法則の正常な貫徹形態の否定に他ならぬことを認識することである。インフレーションの下における価値法則は、その正常な貫徹の制度的生産関係的条件の再確立を不可避たらしめるような現象形態を出現せしめるという形で、奇形的に作用する。より具体的にいえば、インフレーションは直接には価値法則の人為的暴力的干渉の結果であるが、資本制的交換の全体系が生みだしたところの貨幣の価値尺度機能ひいては流通手段機能を麻痺させることによって、貨幣制度および交換関係を混乱と破壊にみちびき、資本主義体制そのものの諸機能を震撼させ、それを否定的契機として、インフレーションの収束すなわち価値法則の貫徹条件の回復を余儀なくさせる、こういう形で価値法則は作用しつづける。価値尺度機能麻痺がその止揚でなかったのと同様に、価値法則の正常的貫徹の否定は、価値法則の止揚ではない。

[5] インフレーションは、事実上の価格標準の切下げによる物価の名目的騰貴であるという規定は、解釈上の様々な問題点を含みながら、依然として通説的地位にある。そしてこれがインフレーションの本質規定である

64) 同上 [3] p. 85 65) 同上 [3] p. 86

66) 同上 [4] p. 3 67) 同上 [3] p. 96

と一般に信じられている。だがこの規定は、事実上の価格標準と名目的物価騰貴の概念規定上の疑点がすべて解消したとしても、せいぜいインフレーションの現象記述にすぎないのでないだろうか。なぜなら、ここには事実上の価格標準の切下げが物価騰貴につながる媒介環、つまり、価値表現問題が欠除しているからである。われわれには、今までのインフレーション論が、流通手段論の範囲から一歩もです、したがって、インフレーションを価値表現における異常事態として問題にしなかったことは、まことに不可解なことに思われる所以である。従来のインフレーション研究がこのような帰結を生み、生産的展望をもちえない状態で低迷しているのは、インフレーション問題への接近態度の狭さに起因するのであって、以下そのうちの若干のものを指摘しておきたい。

第1は、名目的物価騰貴のドグマである。物価変動を実質的なものと名目的なものにわけたのは飯田教授であった。一般商品の側から生ずる物価変動は、個別的部分的であるのに対して、貨幣の側に原因をもつ物価変動は一般的全般的であるとの差をあきらかにするために、前者を実質的物価変動、後者を名目的物価変動と命名されたわけである。この区別自体は有益である。ところがこの区別がインフレーション分析に適用されると、インフレーションを経済の実体的動きと切りはなすためのドグマに転化する。例えば、

「インフレーション騰貴に需給の不均衡をみてはならず、それは等価交換のうえに生じ、反落によって均衡化しようとするような要因のまったくふくまれていない、ただ価格標準の切り下げによってのみおこる物価の名目的な騰貴にすぎないのである。⁶⁸⁾」

みられるとおり、事実上の価格標準の切下げによる物価騰貴は需給均衡・等価交換のうえに生ずるものとされているのである。ここにみられる貨幣觀は貨幣ヴェール説である。その必然的帰結として、インフレーションを結果においてしかみず、その過程における諸問題はすべて捨象されてしまったのである。そして、インフレーションの過程のなかにこそ、価値表現の問題がある。

第2は、貨幣の価値尺度機能の形式的理解である。さきにわれわれが価値尺度に関する諸説を検討したときに、それは価値表示における貨幣商品金の媒介機能=価値表現の素材提供に他ならないという見解が、マルクスの正

統的解釈として主張されているのを見た。マルクスのこの規定は金貨流通と価値通りの交換を前提としたうえで指定された命題であって、価値運動を通して価値通りの交換が実現されてゆくというより現実的視点に立つならば、マルクスの想定では前提とされていた価値表現における量的規定性を導入して具体化しなければならないとわれわれは考える所以であるが、インフレーション研究においてはこのような問題が一切不問にふされて、金は何時如何なるときにおいても価値表現=価格表示の素材である、したがって価値尺度機能は不变であるという見解から、逆に価値が存在する以上価値尺度機能は遂行されているという見解にまでいたっている。われわれが、価値表現における量的規定性に対する貨幣商品金の規制力の喪失状態を価値尺度機能の麻痺と呼んだのに対する飯田教授の反論はまさにその典型例である。すなわち、

「度量標準は、価値尺度によって諸商品の価値が価格(観念的な金)に転化されることを基礎としてはじめて機能できるものだから、貨幣の価値尺度機能が“麻痺”してしまったのでは、つまり、諸商品の価値総額が価格総額(観念的な金)に転形できないのであれば、度量標準が“実質的”(? 事実のことか)にも切り下げられるようなことだってできはしないのだ。⁶⁹⁾」

教授はここで、われわれのいう価値尺度機能の麻痺を「諸商品の価値総額が価格総額(観念的な金)に転形できない」状態であると誤解しているだけでなく、価値尺度機能そのものをいわば定義式の如きものとしてしか理解されていないようである。

しかし、価格=観念的な金というばあい、それは確定金量でなければならない。教授の論理は、「観念的な金」の確定——通貨の代表金量の確定——価格決定という順序で展開されており、紙幣流通下においては通貨の代表金量を事実上の価格標準と呼び、紙幣流通法則の専一的支配説の立場から、それは流通貨幣量の従属関数として不断に変動するものとした。すなわち、「観念的な金」の確定は価値尺度の問題、事実上の価格標準は流通手段量の問題と2分してしまうわけであるが、価値尺度機能の問題はけっしてそのように矮小化さるべきではなく、価格決定にいたる全過程が価値表現、つまり、価値尺度機能の問題である。本来わけてはならないものを分断する結果、「観念的な金」は与件として想定されておればよいという形で無概念化されてしまう。貨幣数量説との相異を教授は、紙幣流通の「背景・基礎」に流通必要金量の存在を「意識」するかいなかにあるといったのは、

68) 岡橋保[12] p. 68 飯田教授も同様な見解であるが、それに対する適切な批判として、川合一郎[1]がある。参照されたい。この点に関しては岩熊三郎[2] pp. 180-181 も参照されたい。

69) 飯田繁[7] p. 23

まさにその典型的なあらわれである。だがいうまでもなく、「観念的な金」や流通必要金量の存在を「意識」するか否かが問題ではない。与件として財貨をおこうが、金量をおこうが、与件としてあたえたものと通貨量の比例関係から価格を説明する論理の骨組は貨幣数量説のものである。価値尺度機能の形式的理解の1帰結がここにある。われわれも国家紙幣の過剰発行下では貨幣数量説が妥当するような現象が発生することは認める。しかし、そのような現象下では、商品の価値表現は観念的な確定金量によって行なわれるのではなく、不確定金量によつてしか行なわれないのではないかということがわれわれの提起した問題である。教授の用語でいえば、事实上の価格標準が不斷に変化するときには、計算貨幣つまり価値尺度としての貨幣がその機能を完全に遂行しえないのではないかということである。われわれはこのような問題を端的にしめすために、価値尺度機能の麻痺という規定を与えた。教授はそれを価値尺度の不在と解されているが、麻痺とは回復されねばならぬという意味で用いられている。インフレーションの本質は、国家紙幣が乱発されれば事实上の価格標準が変わるだけで商品交換および経済の実体には何の影響もないといった調和的性格にあるのではない。それが価値尺度機能を麻痺させることによって商品貨幣関係に対して破壊的影響を与えるその経済的帰結のなかにこそある。価値尺度機能の形式的理解にとどまるかぎり、このような問題提起は方法論的に拒否されてしまうのであって、それが、インフレーションの皮相的理解に直結するのである。

第3は、金問題の無視、なかんずく、貨幣材料としての金生産問題の完全無視である。これは従来のインフレーション研究の最大の欠陥であるといってよい⁷⁰⁾。そのために生じた難点を列挙すると、第1に、貨幣価値の価値論的規定が無視され、貨幣の支配商品価値のみが問題とされ、第2に、貨幣材料の正常な供給の確保が資本制的貨幣制度の基礎であるという基本視点がみうしなわれ、第3に、貨幣材料生産部門にとっての「鋳造価格」としての法定価格標準の意味が無視され、したがって法定価格標準の原理的重要性が見失しなわれ、法定価格標準と事实上の価格標準の同一視にまでいたっており、第4に、法定価格標準と事实上の価格標準の乖離を自己否定的な矛盾関係として把握するのではなく、両者を無矛盾的に両立ししものの如くに調和論的に把握することとなり、第5に、インフレーションにおける決定的特徴である貨

71) この傾向に対する反省を求めたものとして松本久雄[9]がある。

幣材料生産部門と一般商品生産部門の間の不等価交換を認識せず、全商品の等価交換はインフレーションによつて何ら影響うけないものとして、貨幣ヴェール説に転落してしまう。このような立場からは、現在の金問題も、各国におけるケインズ政策の定着による国際的インフレーションの必然的帰結としてではなく、単なる国際通貨制度の欠陥としてしか理解されないのでないだろうか。

第4に、以上のような貨幣材料としての金の問題を無視するにいたった付隨的な理由として、最後に、国家紙幣の排他的流通の過大視をあげることができる。その過大視の帰結として、国家紙幣の排他的流通のもとにおける紙幣に固有な運動が、「古典的インフレーション」あるいは「真正インフレーション」とよばれ、それを解明したマルクスの理論が「インフレーションの骨格体系」=本質をしめすものとされた。そして、飯田教授にあっては、インフレーションの理論はこの骨格体系に内づけをして筋肉体系を構築することによって完成されるとされ、ついには不換銀行券の本質を国家紙幣に他ならないと結論された。われわれも国家紙幣に固有な運動はインフレーション現象と類似する、あるいは、現象的にみれば照応することをいささかも否定しない。けれども、紙幣に固有な運動を解明するために想定された国家紙幣の排他的流通は、ヒルファディングのいう紙幣本位制でもなく、また資本主義の貨幣流通として自立することができないものである点が強調されねばならない。逆に国家紙幣の排他的流通が現実に行なわれたならば、それは資本主義の貨幣制度の否定あるいは破壊を意味する。国家紙幣の排他的流通の想定は、金表章として機能しうる限界内で発行さるべき国家紙幣がその限度をこえて強制的に流通に投げられたならば如何なる事態が生ずるかをしめすために「仮定的なケース」としてもうけられたものと解すべきであって、それを忘れてその想定に何らかの現実的な意味をもたせてインフレーションの骨格理論とするときには、すでにその出発点において資本主義の貨幣制度が射程外におかれてしまうのである。

IV あとがき——インフレーションの本質——

今までインフレーションの基礎理論に関する諸説を批判的に検討してきたが、最後にわれわれのインフレーションの本質観を積極的に提示しておきたい。

(1) インフレーションとは、通貨の過剰発行によって諸商品価格が、価値価格から乖離して高騰する現象である。産業循環過程にみられる諸商品価格と価値価格の乖離と異なる点は、自動的反転の契機を含まないことにある。それは、価値尺度機能の麻痺を意味する。

高騰した価格を事後の結果的にみて、事実上の価格標準の低下といおうと紙幣の減価といおうとも、それは定義如何による。

- (2) インフレーションの過程において一般商品(労働力を含む)の価格は全般的に騰貴する。これを名目的騰貴といわないので、物価の全般的騰貴は実質的騰貴(例えば需給の不均衡による価格上昇)を媒介とし、その全面化としてしか生じないからである。この過程において、法定価格標準=「鑄造価格」が固定されているかぎり、貨幣材料生産部門の生産条件は悪化する。新産金を貨幣材料として供給するかぎり、一般商品との不等価交換はまぬかれない。
- (3) 他方自由市場における金価格は一般商品価格と同程度に上昇するから、新産金はすべて自由市場において販売されるようになる。これは、金生産者のインフレーションに対する防衛手段であるが、それは同時に自らが貨幣材料の供給者であることをやめる行為でもある。自由市場で販売された金は直接には私的退蔵にまわるだけで、貨幣としては流通しない。かくして貨幣材料としての金の供給が停止される状態をむかえる。
- (4) インフレーション下においては、主として国際收支の悪化を通じて世界貨幣としての金を支出せねばならぬ必要は増大する。国家が如何に準備金保有を所持していても、貨幣材料の追加的供給が停止されている以上、いつかは準備金の不足をきたす。ここで国家信用および貨幣制度そのものが危機に直面する。
- (5) かくして、インフレーションの本質は、法定価格標準と事実上の価格標準の乖離が自己否定的矛盾関係にある点にあり、その集約的表現が、貨幣材料の供給停止および、貨幣制度の震撼である。このような危機的状況から脱出するために採用される手段が、法定価格標準の切り下げである。それは、貨幣材料生産部門の生産可能条件の創出であり、同時に新産金を中心とする貨幣商品金の価値尺度機能を回復させる手段でもある。インフレーションとは、法定価格標準の引き下げを余儀なくさせるような価格の一般的騰貴であるといふこともできる。資本主義のもとにおいては法定価格標準の引き下げは原則としてインフレーションの追認としてしか行なわれないのであって、法定価格標準が引き下げられたならばその引き下げ率だけ一般的物価騰貴が生ずると考えるのは幻想にしかすぎない。

引用文 献

- [1] 川合一郎「信用と物価騰貴」『金融論研究』法政大学出版局 1964年所収。
- [2] 岩熊三郎「貨幣流通とインフレーション」岡橋保編『金融論体系』東出版 1969年。
- [3] 久留間健「独自な物価騰貴としてのインフレーションの概念規定の確立のための1試論」『金融論研究』([1]に同じ)所収。
- [4] 久留間健「マルクス紙幣減価論の理解のために」『立教経済学研究』第21卷第3号。
- [5] 久留間鉄造「マルクスの価値尺度論」『思想』(I) 1963年12月号(No.474)(II) 1964年2月号(No.476) (III) 1964年7月号(No.481)
- [6] 飯田繁『現代銀行券の基礎理論』千倉書房 1962年。
- [7] 飯田繁『インフレーションの理論』日本評論社 1968年。
- [8] 飯田繁・岡橋保「高須賀義博『貨幣論』的インフレーションの問題点」([19])に対するRejoinder」『経済研究』第20卷第2号。
- [9] 松本久雄「金の価格と物価水準」『経済学雑誌』第61卷第1号。
- [10] マルクス, K.『経済学批判』宇高基輔訳 日本評論社 1949年。
- [11] マルクス, K.『資本論』向坂逸郎訳 岩波文庫版 第1分冊 1969年。
- [12] 岡橋保『現代インフレーション論批判』日本評論社 1967年。
- [13] 岡橋保『貨幣流通法則の研究』日本評論社 1968年。
- [14] 岡橋保『信用貨幣の研究』春秋社 1969年。
- [15] 下平尾勲「価値尺度として貨幣の機能——宇野理論の1批判的検討」『経済学雑誌』第57卷 第2号。
- [16] 田中菊次「価値と価格の背離について——マルクス価値・価格論の1検討」『経済学』第29卷 第3・4号。
- [17] 高須賀義博『現代価格体系論序説』岩波書店 1967年。
- [18] 高須賀義博「マルクス貨幣論の基本構造——価格標準を中心として」『一橋論叢』第61卷 第4号。
- [19] 高須賀義博「『貨幣論』的インフレーション論の問題点」『経済研究』第20卷 第1号。
- [20] 宇野弘藏「マルクスの価値尺度論」『マルクス経済学原理論の研究』岩波書店 1959年所収。
- [21] 宇野弘藏。「マルクスの価値尺度論について」『思想』1964年9月号. (No. 483)
- [22] 宇野弘藏編『資本論研究』1. 築摩書房 1967年。

【高須賀義博】